

令和5年第4回  
利根町議会定例会会議録 第3号

令和5年12月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	大越達也君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	永田幸夫君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	飯島弘君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君
生 涯 学 習 課	長	弓削紀之君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	辰 尾 尚 美
書	齋 藤 リ マ

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

令和5年12月7日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、町長のプライベートな内容などを聞く場でもありません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告，8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） おはようございます。井原正光です。同僚議員の石井公一郎議員が急逝されました。類いまれな気骨な政治家であった上、大変残念であります。今後は、故人の分までしっかりと活動していく所存であります。安らかに眠りください。

それでは質問に入ります。まず、給料等の引上げと弁護士費用についてお聞きをいたします。

町長等の給料が大幅に引き上げられたことについて、有権者から異議が出され、法廷での裁判費用が予算化されました。結論に至ったのか、どうなのかということについてお聞きをいたします。

この給料等の引上げにつきましては、今年10月に開かれた国の臨時国会でも首相の月6,000円アップするということにつきまして、民間の賃金も上がっていない中、また国民の生活が苦しい中、下げるのなら分かるけれども上げるなんてとんでもないというような批判が起きたばかりであります。

利根町ではどうかといいますと、令和3年12月の議会に利根町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例が出されて可決されました。そして、我々の報酬も議長が30万円から35万円、副議長が26万円から31万円、議員が20万円から25万円、また町長につきましては53万2,000円から78万7,000円、教育長が46万8,900円から54万8,000円ということで、大幅に引き上げられました。この中で、町長の答弁は、新井議長から答申に基づく改定を全員協議会を開くから今の財政状況をどうなのか、その資料提出しろというようなことで言われて、それで全員協議会で諮った結果、多数決で引上げについて賛成多数だったということで、それを受けて調整したというようなことでございます。

財政状況につきましては、当時の財政課長が次のように答弁しています。厳しい財政状況だが、有利な過疎対策債を使ったり徹底した行政改革をして、今後も何とか財政のほうはやっていけるというふうな答弁をしております。つまり、借金をしてまで給料を引き上げるというようなことですね。この強引なやり方に対して、町民の1人がこの報酬引上げについて、これはおかしいというようなことでもって訴訟があって、町は被告側として弁護士に依頼して、この費用を予算化したわけでございますね。

ですから、6月頃起こされたのかなというふうに思われますけれども、その辺の流れ、もしできれば町のほうからは、答弁はしていないと思うのですけれども、訴えられた内容はどのようなものであったか、その辺までお聞きしたいなというふうに思います。よろしくお聞きしたいと思えます。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） それでは、井原議員の御質問にお答えさせていただきます。

法廷での裁判費用でございますが、令和5年第2回定例会に補正予算として提案し、議

決された後に裁判が2回開廷いたしました。裁判がリモート方式での裁判のため、旅費等は発生せず、原告より提出された準備書面の内容の確認・削除のみとなり5分程度で閉廷したため、費用については請求しないとのことでした。

結論についてですが、令和5年10月31日付、原告代理人からの取下げ書の提出により、裁判は終了となりました。

町の考えについてということですが、裁判については終了しましたので、町としましては、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の制定が令和3年12月10日に議会によって可決され、令和4年4月1日施行となりましたので、町としましては、その条例に基づき事務を執行しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） あまり簡潔で分からないのですけれども、とにかく訴えられたのですけれども本人が亡くなられてしまったということで、この裁判は一応終わっているということでございます。私ども住民からすれば、この引上げについてのこのもやもやというのは、どうも納得はしていない。心に残っているというようなことで、大変残念であるというふうに思います。

住民からこの訴訟を起こされるような行為、これはやはり議会としても責任があるのですけれども、行政としてもちゃんとした手続を踏んでやっていただければ、こういうことはなかったのではないかというふうに思いますので、今後ちゃんとした条例等に基づいて、はっきり言えば、報酬等審議会に諮って、その答申を受けてやれば、このような問題は起きなかったというふうに思っておりますので、今後そういう手続を踏んでやっていただきたいというふうに私は思っております。

質問項目がいっぱいあるので、次に移ります。

次は、決算の認定についてなのですけれども、令和4年度利根町一般会計の歳入歳出決算が多数決で認定されましたけれども、しかし、監査委員による決算審査の報告書と議案として審議に付された歳入歳出決算書の計数に相違があるのです。これをどういうふうに町は思っているのか。我々もまさかですよ、両方対比しながら審査しませんからね。まるきりごまかされたというふうな感じで、大変どうしたらいいのだろうというふうに、私自身思っているのですね。大多数の賛成した議員も賛成討論の答弁の中、討論の中で、監査委員からは誤りのないものと認められ、適正に処理されているというような報告があったのでというような賛成討論なのです。

ただ、もう一つ、私は賛成したのですけれども、賛成というか、このことに対して指摘したのですが、この議会で指摘したことについて、実は、議会広報でこの文言を載せたのだけれども、議会広報で1校、2校あたりまではあったのだけれども削られてしまった、

ないのですよ。当時の議長を含めて、議長が議会の広報の責任者です。このときの編集担当は五十嵐辰雄さんと山崎誠一郎さんと佐藤眞一さんですが、この人たちに聞いても、あるいは事務局が削ったのかどうか分からないのだけれども、こういう隠そうとすることはやらないでほしい。

○10番（山崎誠一郎君） いや、聞かれていませんよ、私は。

○8番（井原正光君） これはね。ちゃんとこういうことでもって載せてくださいと言ったのにもかかわらず、わざわざ住民に知らせようとしな。削ってしまった。この行為は一体何なんだろうというふうに私は思っています。それは我々の問題ですから、それはいいといたしましても。

○10番（山崎誠一郎君） ごまかさないでください。

○8番（井原正光君） いいといたしましても、当の本人がごちゃごちゃやっていますけれども、とにかく令和4年度利根町一般会計この決算の数字の違い、これを町としてはどのように認識しているのか。これをお聞きしたいのですよ。

数字を申し上げれば、監査委員から報告された健全化判断比率と数字ですね。その中での実質収支額が、監査委員から出されたのは2億6,811万7,000円なのですね。ところが、決算書に載っている実質収支額は2億6,846万8,000円とあります。つまり、35万1,000円の差があるのです。歳入歳出決算の差引きに答えが二つあると、こういうのはないのですよ。答えが二つあるというのも、考え方によってはあるのはあるのですけれども。例えば割るとか、例えば8割る4とか、括弧つけて2プラス2括弧閉じ、これは幾らなのだとすると、これは答え二つたしか出るのですよね。こういうことがあっても、町の決算には答えが二つあるということはありません。

来年度の決算の繰越額、一体どちらを上げるのですか。二つある予算。そういうことも含めて、町はどういうふうに思っているのか。これをお聞きしたいです。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） この令和4年度決算審査の報告書と議案として審査に付された歳入歳出決算書の係数に相違があるということですが、健全化判断比率と決算書の実質収支額の取扱いが異なることによるものです。このことについては以前にも井原議員には御説明しましたが、決算書の実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源（継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額の合計額）を差し引いた額となります。

一方、健全化判断比率では、今説明しました決算書の実質収支額から地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領で、災害援護資金貸付金については、その償還金のうち、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に被災してから償還を受けた分は、令和5年度に都道府県に償還するための財源として、事業繰越しとして取り扱ってくださいと記載されており、その額を差し

引いております。

以上のことから、健全化判断比率の決算書の収支額は異なりますことから、この審議に当たっての問題はないものでございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、初めて議会で、財政課長、あなたがそういうふうにしたのだよ。何で審議のときに言わないのですか。終わってしまっていてどうにもならない、今さらそういうふうにしたって。そんな理由にならないよ、理由にならない。

今言った、その翌年度への繰越し、財源として云々という話、これはなるほど分かる。分かるけれども、歳入歳出決算書のほうが、我々に出した決算書のほうが多いのだよ。多いということは、翌年度に繰越しすべき財源として差っ引いていないということだよ。すごいじゃないですか、あんたのやつ。それで、監査委員のほうのやつは、差し引いてあるような数字なの。あなたの今の説明からすると。本当にこれはどうして、どういうふうにしたら解決したほうがいいのか分からないですよ。外部にこういうことが知れ渡ると困るというようなことで、議会広報も削ってしまったのかなというふうに思っていますけれども、これ、もうちょっと細かく分かりやすく、議会でもいいのですけれども、町の広報でも説明してあげてくださいよ。説明しても恐らく分からないと思うのだけれども、監査委員にも失礼だし。我々議会としては、まるきりキツネにつままれたような感じで、今頃何だかんだ言われても、であれば決算書の中でちゃんと翌年度へ繰り越すべき財源として、ここに計上して差っ引いてあれば、この監査委員の数字と合うのですよ。これ、ミスじゃないですか、あなたの。

今後、町長どうしますか。広報や何かである程度1行か2行やはり知らせるべきだと思うのですが、町長のお考えを。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この件に関しましては、3回ほど全協とかいろいろなもので説明をしろと指示して、説明をしたと報告を受けております。そのとき井原議員は何か違うことを書いていて、聞いていなくて質問はなかったという報告も受けています。

やはり、執行部が議員の皆さんの前で十分な説明をしているときは、違うことを書いてるか、そのことを書いてるか知らないですけれども、真剣に聞いていただいて、そのとき質問していただければ、私は納得できるのではないかなと。そして、周りの人から聞かれたとき、議員の皆さんが周りの住民の方に説明する。これは、今までも井原議員が町長時代もそうやってきたことですし、今もそういうふうに行っているところです。

ですので、詳しいことは総務課長から答弁させます。

○8番（井原正光君） 結構です。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それでは、井原議員の御質問にお答えさせていただきます。

○8番（井原正光君） 私は質問していないよ。だから結構だと言っているじゃないか。

○総務課長（大越達也君） 議長からの答弁と指示なので、答弁をさせていただきます。

先ほど財政課長のほうから御説明ありましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領ということで、国のほうから通知が来てございます。監査委員会のほうから報告になっていきますので、監査委員会の書記長としてお答えさせていただきます。

監査委員から議会のほうに提出された書類の中で、健全化判断比率というものがございします。その中に一般会計等の実質赤字比率の状況という欄がございまして、そちらの数字と決算書のほうが合わないという御質問なのですが、こちらは先ほどから説明したとおり、そういう記載の要領が国のほうから来ておりますので、町のほうとしましては、その記載要領に沿って数字のほうを計上してございます。

分かりづらいということなので、下に注記としまして、今言ったような説明のほうをつけ加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 議長、私が質問者なので、お願いしたい。

○議長（大越勇一君） 井原議員は先ほど…。

○8番（井原正光君） 今総務課長が説明、それはそれで分かるのですよ。分かるのだけれども、町長が今言っていましたけれども、これは審議のときには説明していないのですよ。我々に説明したというのは、我々のレターケースにただ入っただけですよ。それでは説明にならないじゃないですか。これはこれでもって、時間があれなので、次に移ります。

利根町暮らしの便利帳、これが各個人に無償配布されました。これは、なぜ無償で配布したのかな。掲載されている各事業者による広告宣伝と町の行政が一覧になって、私が見ても大変いいのですけれども、なぜ公費で一部出さなかったのかなということなのですよ。これについて、どう思われますか。

詳しく言いましょうか。14ページ、この下のほうに、業者さんの広告が載っているのですよ。株式会社大越、ここに写真が載っているのですよ、写真が。大越勇一議長そのものを、ちゃんと確認できるのですよ。

町がこういうものを配布していいのですか。とんでもないことでしょうか。どう思われますか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） 利根町暮らしの便利帳につきましては、平成29年8月に株式会社サイネックスと利根町「暮らしの便利帳」の共同発行に関する協定書を締結してございます。平成30年3月に初版の発行をしております。本協定については、解約の申出がな

い限り、協定の期間は継続されるということになっております。

今回の発行は第2版となりますが、本年3月に株式会社サイネックス様より第2版作成の案内がございました。協定に基づき、株式会社サイネックスが広告主を募り、製作に要する費用を負担するという形で製作しておりますので、公費の支出はございません。

町は、便利帳作成に係る必要な情報を株式会社サイネックスに提供することで、共同して暮らしの便利帳を製作しております。官民共同で発行することで、行政情報、歴史・文化など様々な情報を掲載し、住民の方々の利便性向上に寄与することができるだけでなく、広告を掲載した地域の事業者にとっても、冊子が全戸配布されることで有効に情報発信されることが期待でき、双方にメリットがあるものだと考えております。

続きまして、先ほどの広告の件でございますが、こちらは、選挙管理委員会の書記長として答弁をさせていただきます。

選挙管理委員会は、選挙が公正に行われるように選挙に関する事務を管理する執行機関でございます。地方自治法第186条で、選挙管理委員会は、法令またはこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされております。具体的には選挙人名簿の調整、在外選挙人名簿の登録、立候補届出の受付事務、投開票事務、投票所の増設や変更などで、選挙違反の取締りの権限は警察のほうとなっております。

禁止されている事前運動に該当する恐れのある広告といたしましては、1番としまして特定の候補者の氏名、2番としまして特定の選挙名、三つ目が当該選挙において、自身への投票を呼びかけているか否か等の表示の有無により、事前運動であるかどうか判断されます。

しかし、選挙のない期間に行われている政治活動と事前運動の見分けは大変難しく、さらに表示内容だけではなく、政治活動として広告が定期的に執行されていたかなどの背景も踏まえ、時期、方法、内容、数量等、対応のいかんによって、総合的に判断されます。また、年賀、寒中見舞い、暑中見舞い、その他これらに類する挨拶を目的として、選挙区内の者に対して新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどを利用した有料の広告を出すことは禁止されています。ただし、有料広告が全面的に禁止されているわけではなく、あくまで挨拶を目的とする有料広告の禁止ですので、政策宣伝などの目的で内容が事前運動にわたらないものであれば、有料広告を出すことも可能です。

以上のことから、直ちに違反行為に該当するものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、選挙法関係からいろいろと説明がありましたけれども、大きな問題は、町が、町がですよ。個人宅にこれを無料で配布した。この議員と分かるものをだよ。私は、そこに問題があると思うのですよ。私もいろいろまだ選挙法というのは非常



に難しいのであれなのですけれども、これを突き止めていくと、まだここで大越勇一と名前が載っていないから幾らかはあれなのですけれども、写真でもって認識できること自体が問題なのですね。私も警察のほうに聞きまして、弁護士にも聞きましたよ。その恐れはあるということなのです。

ただ問題は、この発行する前に、発行というか、配布する前に、町がそれをチェックしなかったということなのですよね。誰だってこれ、やりたいじゃないですか。町は無料ですよ。でも、大越組はお金出したのですよ。ですから、会社は載せたのです。だから、会社のほうとすれば、別に何ら議員であろうが誰だろうが、それは金出せば、別に会社で宣伝する分には私はあまり関係ないというふうに思うのですが、行政がそれを個人に配布した。これ、永遠の広告物じゃないですか。来年の選挙まで、ずっと選挙運動やっているのと同じです。

最近どうもその行政があまり注意が足りないようなので、私も困っているのですけれども、もう少ししっかりとチェックして、これは疑いにあるものは駄目なのですから、そういうことで、町長どう思われますか。今総務課長がおっしゃったとおりだと言えればそれまでなのですけれども、誰もこういう形でもって載せることが可能であれば、会社に申し込んでしまいますよ、これは誰だって。どのように思われますか。お考えをお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今総務課長が答弁したとおりで問題ないということでありますので、私は、選挙管理委員会の答弁のとおりだと思っております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） これまで町の業者さんなんかもいろいろこういうことをやったかどうかは分からないのですけれども、自分が議員になって、自分が取締役や何か会社に関係ないということで、法務局、恐らく変えてあると思うのですね、奥さんに。大概奥さんが取締役になっているわけですよ。でも、実際に書面上はやっていないかもしれませんけれども、実際はみんなやっているのですよ。入札関係や書類、あるいは大越議長が現場でもって指揮しているのもみんな見ているのですから。これ実際にやっている。

だからやっているとすれば、果たして、あとで調べてみれば分かるのですけれども、給料ももらってなければならぬのですね。ただというわけにはいかないから。そういうことも含めて、やはりこういうことをなくすにはどうしたらなくすというか、チェックするにはどうしたらいいかということで、政治倫理条例というのがある程度つくったのですけれども、政治倫理条例あまり細かく決めていないのでざる法みたいになっているのですけれども、とにかくそういうことがあって、皆さんこの土木関係の人というのは、なかなか議員に立候補しても辞めていくという方が多かったです。

今度自治法が改正になって、300万円云々のやつが出てきますけれども、300万円なんて数字はよくよく小さくて、これはどうにもならないですよ。食べていけないです、会社と

して。

そういうことも含めて、私はこういうのは町で配布したのだから回収してもらいたいと思うのですよ、回収。そのぐらい徹底したやり方でないと、町のいろいろな不正というか、そういうのが温床になりやすいというふうに思うのです。どう思われますか。お答えください。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

先ほどの答弁したとおりでございますので、町のほうとしましては、回収等する予定はございません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 法律上はそうであっても、行政としてそういうことをやってもいいのかどうかということなのです。それだけです。いくら言っても選挙法を持ち出して云々されるでしょうからそれはそれでいいのですけれども、選挙法の関係でお聞きしましょうか。

選挙法の142条関係については、どのように解釈していますか。お答えください。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） 現在書類のほうを持ってきておりませんので、お答えできません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 法律関係を持ち出したのは、あなたなのです。あなたが法律関係で答弁しているから、私が法律関係でこれはどうなのかなと思ってお聞きしたのです。ここにはなくて、一般質問というのは質問ですから、あとでの答弁というのはあり得ないので、それはそれでいいのですけれども。

とにかく法律関係はこちらに置いておいて、行政として、こういう無償配布をしていいのですか。議員の写真も入ったものを、無償配布していいのですか。ただ、それだけです。選挙法云々なくしてそういうことをお聞きしたいのですけれども、法律どうのこうのでしかお答えならないようなので、それはそれで結構です。でも、住民はどういうふうに思ったか、これは分かりません。

では、次に移りたいと思います。

振興計画の件についてなのですけれども、これは何度か、ここでは9月議会ということであるのですけれども、土地改良事業、特にこれからやる布川地区の中での道路計画、要するに羽中方面と布川を結ぶ道路。これは、私は必要だというふうに思っているのですよ、利根小学校を結んで。将来やはりこの公共交通、福祉関係のそういうバス路線なんか

も考える上で、どうしても必要だなというふうに私は思ったのですけれども、行政のほうもそのやる意思はあるようだったのだけれども、それを変更すると何かお金がかかるというようなことで、たしか答弁があったのですよ。私は、お金をかけてもこれはいいと思っているのですよ。要するに計画変更するわけですから、当然お金がかかりますよ。本来であれば、その計画のときに、町がその計画と一緒に計画する。そうすることによって、これはできるのですけれども、それが町が工程でもってまるきり県のほうにお任せしてしまっていて、そのためにこれが計画されていない。それを計画するためには、県としてももう1回図面の引き直しや何かするのだから、当然お金がかかる、嫌がる。これは当然分かります。

でも、町の将来のためにはいま少しお金をかけてこれを計画したほうが、整備された後でその必要性を感じて、個人個人の田畑を買収してやる、そのほうがずっとお金がかかると思うのですよね。この辺どういうふうに思われますか。町長、お考えをお示してください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、総合振興計画の面からお答えをさせていただきます。

当町では、第5次利根町総合振興計画において、基本方針1、安全で人にやさしい快適なまちづくり、基本施策3、道路・交通網の整備で、基本施策の目指す姿として、あらゆる世代が安心、安全に通行できる道路環境の整備を計画的に進めますといたしまして、道路の維持管理、道路網の整備充実を図っているところでございます。

今後におきましても、総合振興計画の内容に即しまして定期的な維持管理と計画的な道路整備を図るとともに、安全に通行できる環境を提供してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） こういうことは別に答弁書を書かなくても、いいか悪いかの話ですから、すぐ答弁できると思うのですけれども。

町のためには、町の将来の夢を語るのには、やはり町の振興計画であつたり都市マスであつたり、あの中に将来の利根町の夢が託されているのですよ、あの中を見れば。ところが、実際に振興計画によかれと思って載せても、それをやらないところもあるのですよ。やらない事業もあるわけだよね。だから、何のための事業計画、何のために1,500万円もかけて計画つくる必要あるのだということになるのです。

誰もがマスタープラン、あるいは振興計画を見れば、これが町の将来の姿なのだとも誰もが、みんながそう思っているのですよ。別にお金かけたからではないのですよ。ですから、それを実行していくのにはどうしたらいいかということが大事だと思うのですよ、それを。実行しなければ、高いお金をかけて計画する必要はない。ですから、これからの問題として、特にこの布川地区の土地改良事業というのは、再三言っているように、非常に重要な、そ

れまでは、いじるところはあそこしかもうないのですよ。だから、あそこの土地改良事業によって、別にここには道路としか書いてありませんけれども、雇用の場所もできるのですよ。土地の利用によっては。それは、振興計画の中に載っていようが載っていませんが、土地改良事業の中で捻出すればできるのですよ、特別換地で。よく読んでみれば、分かるのですよ。

そういうことによって、農業関係とか全部が全部の工場誘致というのはできないかもしれませんが、ある程度のがんじがらめの農地法を少し変えて、変えることができるのが、今の土地改良事業なのです。何でそれを利用しないのか。答弁してくれますか。課長、お願いします。

○議長（大越勇一君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） まず最初に、道路の件なのですが、9月の定例会のときにも答弁させていただきましたが、南部地区から羽中の集落を抜けて、診療所の裏の通りにつながる道路につきましては、今から入れるということになると換地同意全てもらっており事業が一時止まってしまい、一部耕作者は数年耕作ができなくなってしまうということがありまして、費用賠償問題等の様々なデメリットがあるため入れられないというふうに県からは聞いております。それで、町のほうといたしましても、現時点でこの道路を入れることは、県も言うておられますように様々なデメリットがあるため、難しいと考えております。

それともう1点、働く場所といいますか、そういう工場用地ということですが、基盤整備の中で、そういった農地以外のものを生み出すというか、換地するということは可能だということは理解しておりますけれども、布川地区のほうは、道路でも今言ったように全てもう進んでおりますので、難しいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 何か町行政があまり深く立ち入っていないので聞いていますが、聞いていますではなくて、行政自らがこれを指導して、県と打合せしながら、利根町では今こういうことが困っている、ですからこの土地はこういうふうにご利用したいというようなことを話せば、県のほうでちゃんと相談乗ってくれますよ、これは。

だって、ずっと以前のこの町の振興計画の中での、要するに三番割地区御存じですか。あそこは何になっていましたか。農地ではないですよ。工業地帯になっていたでしょう。それがいつの間にか、また農地に変わってしまったのだよね。そういうこともあって、少しそのときの為政者によってある程度考え変わるの、これは当然それはそれで分かりますけれども、でも問題の利根町に働く場所がないという、そういう問題は永久的に残るのですよね。為政者が変わろうと何だろうと。

要するに、利根町に住んでもらうというのは、やはり働く場所がないからだというふうに私は思う。一番の最大の原因はそれだというふうに思っていますので、最後に残された

この土地を今からでもいいから町長，県と交渉して，少しでもその換地によって，何か大げさに働く場所なんていうのはあれなのですけれども，何とか違う利用の仕方，例えば課長が答弁の中にあっただと以前の6次産業，10次産業の話ありましたよね。ああいうのも耕作者が自らやるのもそれは一番いいのだけれども，町として産業を起こすにはどうしたらいいかと言ったら，行政がやはり引っ張らなくては駄目ですよ。当然やりましょうと6次産業というのはこういうものだよ，だからこういうふうにしましょうと膝を交えて，地権者と話しながら，それでそういう事業を起こさせるように努力する。昨日の話もあったけれども，お酒もいいよ，確かに。飲むと気持ちがいいからいいのだけれども，それよりも土地ですよ，土地。この狭い土地ですから，それを有効に活用する方法，やはりこれを考えてもらいたいのですよ。

町長，答弁ください。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今埋立てをやっているところ，実はまだ白地のままで残っているのですね。県の指導だと，やはりあれを農地に1回戻さなければならない。前任者その前がずっとそのままにしておいたということで，いろいろな意見で話し合っているところなのですが，私も白地で残っていたほうがいいのかなど。ずるい考えかもしれないけれども，将来的に井原議員おっしゃるようなこともできれば，こちらからも攻めていくのですが。

利根町は，皆さん御存じのとおり，細い道路しかありません。企業が来るには，いろいろな商売はあるのですが，やはり大型が来て通行許可をいちいち取らないで走れるような道路，これは絶対必要だなといつも考えているのですが，1台1台取手警察署へ行って通行許可もらわないと，大型は利根町の道路は走れないのですよ。そんなところに，企業は来ません。道路整備というのは，私も大切なこれからの利根町の事業だと，そういうふうと考えているところです。どこを走るのでも大型車，橋だって本当は大型車通行許可もらわないと通ったら駄目なのに，だから橋があんなにぐじゃぐじゃになってしまうのですよ。

そういう事情のところなので，道路づくり，企業，いろいろ井原議員おっしゃるとおり，やっていくのですが，いろいろなデメリットもあって，どっちが重いか，どういうふうに持っていったら動いてくれるのかというのをまずみんなで考えなければならないのではないかと考えているところです。いきなり行って，これやってくれ，これやれよと言われても，いや実はこういう問題もある，ああいう問題もある，こういう議論を議員の皆さんとしながら前へ進みながら，まちづくりをしていくのではないかなと私常日頃から思っているのです。

議会の場合だけではなくて，ふだんも皆さん議会等あと何日間かちょこちょこ出てくるぐらいではなくて，どんどんそういう委員会つくって議員の皆さんが活動していただいて，その中に執行部も呼んでいただいて，それでそういう議論をしていけば，この町はよくな

るのではないか。守谷なんか、毎日議員いますよ。取手もいます。どこの市町村へ行っても役場の中に議員さんがいて、いろいろな話合いして、その中に執行部も交えながらいろいろな議論していくというのが、本当のまちづくりの姿かなと私は就任以来ずっと思っているのですが、なかなか実行しないところです。

今、井原議員が言うように、やはり働く場所そういうのは、私も店とかいろいろなものを呼び込もうと努力はしているところだけれども、調査の段階で、やはり道路が悪くて、車も走ってない、人も歩いていないということで、3か月、4か月調査をすると、コンビニでさえ来てくれない。これが現実です。そういう点も皆さんと議論しながら、いい方法を考えていきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） とにかくやる気を起こしていただかないと困るのですよ。我々は議論しますよ。いくらでも動きたいのですよ。でも、議員だから動けないのですよ。例えば土地改良事務所、私が行って話してもいいですよ、それは。話してもいいけれども、向こうは嫌がるでしょう。これは、職員同士が行って話しするのが一番いいのです。議員や何かというのは権限ないですから、ただ言うだけです。職員が行って、まとまらないのを議会である程度まとめた総意でもって、これは議会でもこうだよと言えば、県は動きますよ。県だって高飛車にやられると、やはり職員嫌がるのですよ。急に部長のところへ行ったり局長のところ行って、上からトップダウン方式でやって御覧なさい。やる気なくしますから。やはり担当者のところ行って、実際にこれだということでもって、その実情を話して、それから盛り上げてということが一番いいというふうに私は思っていますので、課長頑張ってください。

次に移ります。最後の質問なのですが、立木台の土塁ですね。

今回、太陽光パネルの設置で、周辺の土地の状況が明らかになりました。私も幾らか現地へ足を運んで見てまいりました。そういうことで、文間城の存在が広く町民にも知れ渡るようになりました。

町の文化財として、これを保存に値するのかなどなのか。今のところ、教育委員会は値しないというふうに認識しているように、私は思えてならないのですよ。というのは、最初の太陽光パネルの設置工事、一番最初の窓口になったのは教育委員会なので、教育委員会。そのときにこの土塁は、皆さん知っていたわけだよ。にもかかわらず、この教育委員会で対応していたのだけれども、今度窓口が別になってしまった。これは、どこの窓口でも、役所なら私はある程度文化財という重要だというふうに認識していれば、どこでもどなたでも相談に乗ってしかるべきだと思っています。

今後この辺一帯、文間城ばかりではないですけども、この辺一帯の史跡というか、こういうのを文化財みたいな重要なものとして、教育委員会が認識するのかなどなのか。その辺なのですよ。どうでしょうか。どなたが…生涯学習課長ね。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 立木台の文間城跡地は、西暦1300年代に築城された文間城の土塁や空堀の跡となっております。この場所は、町の埋蔵文化財として貴重なものであり、保護・保存をしていくものと認識しております。

現在は、町の指定有形文化財とはなっておりませんが、保護・保存につきましては、国が定めた文化財保護法に従い、遺跡の重要性を認識し、保護・保存に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 認識しているのだけれども、指定は今まで放っておいたということだよ。その原因は何だったのか。人に言われて初めて、自分の町の一千何百年も前からのそういう貴重なものを、なぜ今まで放っておいたのか。その原因は何なのだろう。やる気のなさなのか。そういう文化財を保護したりなんかするとお金がかかる、その財政面なのか。教育長、お考えお聞かせください。

○議長（大越勇一君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 歴史的な文化財を保存したいという気持ちはあります。

○3番（佐藤眞一君） 無理だと思いますよ。気持ちだけでは駄目でしょう。

○教育長（海老澤 勤君） 私、答弁中に止めていただけませんか。

○8番（井原正光君） 質問者以外の対応はやめてくれますか。

○教育長（海老澤 勤君） はい、分かりました。

県の事業で、今年7月に県の教育委員会で、中世のお城の調査がございました。これは、5年間をかけて報告書が出ております。県内1,000か所以上の城跡、館跡の調査報告書なのですが、利根町からは二つの城跡が報告されています。一つが布川城跡、もう一つが文間城跡、岩井城跡としてございます。

この文間城跡が何で岩井城なのかと私も気にはなっていたのですが、町史に、町の歴史の本に、1500年頃文間地区の代官で岩井大膳代官がおり、その居城としてという記述がございました。そこから取った岩井城、教育委員会歴史の専門家もおりませんので、まずは専門家に見てもらおうという計画を進めていきたいと。そして、町の文化財審議委員会、ある程度の資料をそろえて、歴史的な価値があるのであれば審議会にかけて諮問をし、答申をいただくという流れになってくるだろうと思われま。

御存じのように、最高レベルの国宝と言われる国レベルの曼陀羅・徳満寺、それから県指定の地固め唄、さらに町指定の歴史的な文化財が今31ございます。ただ、この岩井城跡は、町指定の遺跡ではございません。ただ、町の遺跡としては認識がございます。

先ほども申しましたように、県もこの中世の城跡の大事さ、放っておけば木が茂り、井原議員おっしゃるように、なかなか周りからも見られなくなってしまう。今回の太陽光の設置によって土塁が削られて、歴史的な価値が損なわれ、そういったことがあってはなら

ないとやはり思います。我々にできることは、現状維持をまずは定期的な観察によって、あるいは県の指導を仰ぎながら県の意見書を業者さんに訴え続けるというところが、教育委員会のスタンスと考えております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時15分とします。

午前11時02分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告，4番峯山典明議員。

〔4番峯山典明君登壇〕

○4番（峯山典明君） 6番通告，4番峯山典明です。議場にお越しいただきました皆様、そしてライブ中継を御覧の皆様、お忙しい中議会を傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、一般質問に入る前に、石井公一郎議員の御逝去を悼み、お悔やみの言葉を述べさせていただきます。去る12月1日に逝去されました石井公一郎議員とは、4月の改選後からは議席が隣になり、厚生文教常任委員会や全員協議会でも隣に座る機会が多く、4日に開会した本定例会では隣に石井公一郎議員の姿がないことが大変寂しく、悲しみに堪えません。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

そして、もう一つ。皆様御存じのとおり、今ガザ地区においては、人道危機が本当に深刻な状況となっています。一日も早く事態が鎮静化することを、心から願います。

それでは、一つ目の質問をさせていただきます。ふれ愛タクシー運行事業について質問いたします。

令和4年度政策評価シートでは、今後の方向性として、今後も定期的に利用者アンケートを実施し、課題や要望を把握し利便性の向上を図りますとあります。達成率が100%を超えている事実から、さらなる増車が必要です。ふれ愛タクシー運行事業への予算額は、適切とは言えません。より多くの予算を割り当てるべきではないでしょうか。ふれ愛タクシー運行事業の予算編成に対する町の考えを伺います。

以降は自席にて質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

〔政策企画課長布袋哲朗君登壇〕

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、峯山議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度政策評価における目標値は、行政活動の成果を町民から見て分かりやすく表



す指標といたしまして、年間利用者数を目標値としております。年間利用者数につきましては、令和6年度までの増減率、平均人数の考え方を用いまして、目標値を7,450人としております。これに対する令和3年度、令和4年度と書いてありますが実際は令和3年度の実績になりますけれども、こちらは8,047人でありましたので、達成率が108%となったもので、ただ乗車率が100%を超えたというわけではございません。こちらの今後の方向性のほうにも書いてありましたが、令和4年7月からJ Aとりで総合医療センターへ乗り入れるということで、ふれ愛タクシーの運行事業の年間利用者数が目標値を超えたからという理由のみで、予算を増やして増車するものではございません。

今、お話ししました利用者数が増え、乗車率が100%を超えたりとか、またJ Aとりで総合医療センターへ乗り入れをしたように、新たな行き先が追加されるそういう際には車両が不足する場合がありますので、その辺は車両の増車も検討しなければなりません。先ほど申し上げましたが、ただ単に政策評価の年間利用者数の目標値が100%を超えたからといって、予算を増やして増車するものではございません。

現在、ふれ愛タクシーを含みます公共交通につきましては、地域公共交通活性化協議会において、町の公共交通の在り方を見直し、持続可能な地域公共交通サービスを確保するため、利根町地域公共交通計画の策定に取り組んでいただいております。地域の移動手段の確保、町民の移動ニーズに対応した、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにして、まちづくりに向けて今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○4番（峯山典明君） 今書き漏らしてしまったのですけれども、もう一度確認させていただいてよろしいですか。令和6年度までの目標数7,450人で合っていますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 目標者数、目標値は7,450人でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 確かに利用者数が増えたからといって、簡単に増車するというのは難しいということは重々承知しております。今、平均ですけれども、1日の利用者数30人前後だと思いますけれども、30人前後で合っていますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今の利用者数自体の資料をお持ちしておりませんので後ほどお答えをさせていただきたいと思いますが、令和2年度のコロナの関係で若干利用者数が減ったのですけれども、今は人数がある程度持ち直して、利用者数も増加しているところでございます。昨年度、J Aとりでのほうに増車した関係もございまして、そちらのほうも利用者数が増えているというところでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2019年度からこの利根町議会で発言する機会をいただきまして、いろいろと質問させていただいておりますが、平成30年、2018年1月に発表された第5次

総合振興策定計画，これ前期ですか。実施された町民アンケートでは，問8の項目で，あなたはこれからも利根町に住みたいと思いますかという質問がございます。その中の16歳から39歳までの方たちの回答で一番多かったものが，いつか転出したいでした。16歳から19歳が34.3%，20歳から29歳が40.8%，30歳から39歳が32.1%でした。そして，問8で，あまり住みたくない，またはいつか転出したいと答えた人を対象とした問10，あなたが利根町に住みたくないと思う理由は何ですかという質問では，82.3%の方が交通の便がよくないと答えておりました，最も多い結果となっていました。

なお，この利根町に住みたくないと思う理由は何ですかという問いの82.3%という数字は，全年齢，そして全地域が一番多く高くなっていました。

改めて数字を見ると結構すごい数字でして，全体先ほど申しましたように82.3%の方は，16歳から19歳が75%，20歳から29歳が84.6%，30歳から39歳が75.8%，40歳から49歳が82.8%，50歳から59歳が82.4%，60歳から69歳が86.7%，70歳以上が81%。地区別で見ると布川地区③，文間地区①，東文間地区，この三つの地区が66.7%で，文地区①が77.1%，ほか6地区が全て80%以上で，特に布川地区④は93.9%もこの交通の便がよくないということを経由に挙げていました。

本当に町民ではなくて，利根町を訪れる方たちも，本当に利根町交通便悪いなあということはおっしゃってまして，今，様々な施策されているのではないですか，関係人口を増やしたりとか。例えばその方たちは，一つ前の井原議員の質問にもありましたけれども，様々な利根町の重要文化財を見に行きたいと思って利根町を訪れて，利根町いいまちだなと思って交通の便が悪いと住みづらいというところから，2019年からもう何回も質問させていただいておりました，それで決算委員会でも様々なところから，よく町長がスクラップ・アンド・ビルドというお話されています。効果がない事業をなくして，そして効果を上げられるものを予算を投入するということをおっしゃっていますけれども，その観点から本当に効果がないものは事業止めてもらって，なくしてもらって，多くの方が求めている公共交通に予算を割いてもらいたい。

ただ，ふれ愛号は保健福祉センターを利用する方たちのものでして，さらに大利根交通になりますと民間企業ということもあって，様々な制約があります。というところで，単純に利根町の公共交通利便性をよくするには，ふれ愛タクシーのさらなる増車が必要だと思って，今回質問させていただいております。いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えします。

まず，ふれ愛タクシーの利用実績でございますが，令和4年度1日当たり32.2人，1便当たり2.7人，令和5年度は1日当たり35.6人，1便当たり3人という形になってございます。

今，峯山議員がおっしゃられたように，利根町の公共交通の便が悪いというのは，非常

に感じているところでございます。これを少しでも改善したいということで、今、地域公共交通活性化協議会のほうで、皆さんに御尽力をいただいているところでございます。

ふれ愛タクシー、福ちゃん号、民間のバス、こちらを別々に考えて、1台1台増車したりとか便を増やすということではなくて、民間バス事業者さんがどこまでできるのか、また福ちゃん号とふれ愛タクシーのほうは町のほうで運行している部分でございまして、これが今の状況のままでいいのかどうか、そこら辺も全て、どういう形が一番利根町の、また地域公共交通、町民の方の利便性に近いものを提供できるのかというのを、アンケートを取りながら今やっているところでございます。

ですので、また町長のほうからも若草大橋の無償化、栄橋の渋滞もありまして、布佐のほうに便が出ていないということも同時にいろいろやらせてはいただいているのですけれども、なかなか進んでいない状況でございまして、この辺も含めまして、できるだけ町民の方に公共交通必要なのは重々町としても承知してございまして、改善に向けた努力を努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ふれ愛タクシーと福ちゃん号と大利根交通、それぞれを別々に考えるのではなくて、全部合わせて公共交通ですよという考えも本当に理解はしているのですけれども、どうしても今までの町長の発言だとか、あとは利根町の様々なマスタープランとか資料を拝見すると、期待してしまうのですよ。とてもいいこと書いてあるので。

先ほど事業政策の評価シートのお話をしましたけれども、その中に妥当性という項目がありまして、ふれ愛タクシーを利根町が町のものとして運行することが妥当かどうかという項目ですけれども、これは完全に妥当ですと丸がついているのですよね。なので、できれば本当にその公共交通を全部含めて考えるということも確かに分かるのですけれども、今一番、本当にすぐというのですか、極力早く実現するためにも、公共交通利便性向上のためにも、ふれ愛タクシー増車していただきたいなという思いがあります。

今回取り上げさせていただいたのは、決算委員会でもお話ししましたけれども、ふれ愛タクシーの事業の予算額があまりにも少ないのかなと。令和2年度の決算の歳出総額が数字間違っていたら、財政課長に訂正していただいてもよろしいですか。

まず、決算総数、歳出総額、令和2年度は79億8,329万3,000円で、ふれ愛タクシーの運行事業にかかったお金というものが1,998万5,657円で0.25%でした。令和3年度の決算の歳出総額が67億4,762万円で、ふれ愛タクシーの事業に使ったお金が1,459万1,283円で、0.216%でした。令和4年度の決算の歳出総額が69億1,910万6,000円、ふれ愛タクシー事業に使ったお金が1,898万3,961円で0.27%という数字になっていまして、本当に利根町の最も改善すべき問題である公共交通としては、ふれ愛タクシーだけではないですけれども、予算少ないのかなと思って、質問させていただいております。

それを踏まえて、もう一度答弁していただいたらありがたいのですけれども。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、政策評価とか行政評価につきましては、今ある事業に対しての評価という形になってございます。この評価で、一つ一つこのままでいいよ、妥当だよという評価ではあるのですけれども、実際は、それであれば公共交通のほうは今までどおりで変わりがないという形になってしまいますので、それではなくて、やはり総合振興計画に掲げたことを個別の計画で各事業定めております。公共交通に関しては、その計画がないということですので、これを実現するために新たな公共交通計画を策定するという形になってございますので、どういう形になるのかというのは、これから専門家の方、委員の方にいろいろ協議をしていただいて、計画を策定して、利根町のほうの持続可能な将来的にも運行が可能になるように、これが継続しないで途中で止まるというわけではなくて、できるだけ持続できるような公共交通のほうにしていきたいということで、今御尽力をいただいているところでございますので、一つ一つの件につきましては、大変申し訳ないのですけれども、そこも含めまして、今全体的に考えているということで御理解いただければと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 計画の策定期間は、令和6年度いっぱいかかりますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 今アンケートの発送が遅れておりまして、昨日アンケート調査を約3,000人ですか配布してございます。今週の土日に地域の地区懇談会、ワークショップのほうを開催する予定でございます。その辺の集計をまず今年度取りまとめをさせていただきまして、協議会にかけるという形になりまして、計画自体は、来年度、令和6年度以降に素案からつくっていくような形になりますので、パブリックコメントもございますけれども、年度いっぱいかかるのかなというふうな形では考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 今のお話ですと、計画自体は令和6年度以降なので、令和7年度にかかるということでもよろしいですか。それとも、令和6年度中ですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 計画書自体は、令和6年度で完成する予定でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） この公共交通問題は本当に利根町の一番大きな課題であり、本当に多くの方は改善していただきたいと思っている事業です。ふれ愛タクシーだけではなくて、公共交通、大利根交通、福ちゃん号も含めて、本当に改善していただきたいというのは、町全体の願いでもあると思います。また3月に予算委員会もありますので、そこで質疑させていただいたらなと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は、いばらきダイバー

シティ宣言を踏まえた町内の人材活用についてです。

先日、地域活性化起業人制度を活用して1名が採用されました。ICTアドバイザー採用の際、町内の人材を活用すること、町民に頼ることを検討されたかどうか、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

急速に進展するデジタル化に対応するため、令和3年度からデジタル専門人材の採用について検討してまいりました。当初より、町の一般財源のみで人材を確保することが非常に厳しいことから、年間560万円が特別交付税で措置される地域活性化起業人制度の活用を検討してまいりました。地域活性化起業人制度につきましては、3大都市圏に所在する企業等の社員を在籍派遣で受け入れるということが条件となっておりますので、町内の人材活用につきましては検討しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 町内の人材活用と町民に頼ることを検討されたかどうかに対する答弁は、単純に予算を利根町で単独で確保して、人材を採用することが難しいので、この総務省の制度を採用したということではよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） ICTアドバイザーにつきましては、そのとおりでございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） ということは、すごく単純な話だと思うのですが、予算があれば町内人材を活用することを検討できるということですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） ICTアドバイザーですと、ある程度専門的な人材の方を派遣していただくという形になります。派遣していただくまでにかかなりの多くの事業者と面談をしたり打合せをさせていただいて、今の企業のほうから在籍派遣という形で決まっております。

ですので、個々の個人の方を採用するということでは、当時から考えてはおりませんでした。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先日、ICTアドバイザーの方を布袋課長が紹介させていただいて、お会いして、これからの活躍を期待していたのですが、今度議案の中で、予算の出るじゃないですか。なので、また12日に質疑させていただきたいと思うのですが、このICTアドバイザー、継続的に利根町必要だと思っています。アドバイザーとい

うよりも、顧問ですよね。私もそうですけれども、本当にデジタル化の進みが早くて、専門知識、専門技術が必要になってきます。そうすると、もう本当に利根町365日いつ何があるか分からないので、常駐して活躍していただきたいというところでの議案だったので、ちょっともったいないなと思ったのですけれども。

そういう意味でも、やはり町内の方であれば365日通いやすいのかなと思いますし、何もこの朝から夕方まで1日ずっと勤務してということではないと思うのですよね。何か問題があったときに、何か必要なときに本当にアドバイスいただくとして採用する形であれば、もう少し予算も削減できると思います。何より働き方改革という中でも、町民の方が自分の今まで現役時代に培ってきた知識、技術を生かして、利根町に貢献するということができるのかなと思って、今回質問させていただいております。

次の質問に移らせていただくのですけれども、(2)です。利根町に暮らす方々の生きがい、やりがい、セカンドキャリア、雇用創出の観点から積極的な町内の人材登用はもちろんのこと、才能の発掘を今後行っていくのかどうか、町の考えを伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えします。

ダイバーシティ宣言の話だと思いますので、当町では、令和3年11月11日にいばらきダイバーシティ宣言に登録をいたしました。その中で、全ての町民が互いに人権や尊厳を尊重し合い、活躍できるまちを目指しますとしたほか、多様な働き方を推進し、仕事と生活の調和に配慮した働きやすい環境整備を進めるとともに、固定概念に縛られない、新たな価値を創出できる人材を育成することで、ダイバーシティとねの実現を目指しますという形でございます。

議員の御質問にある利根町に暮らす方々が生きがい、やりがいなどを持って生活していただくことは、町といたしましても重要であると認識しておりますが、このいばらきダイバーシティ宣言とは、誰もが個々の能力を発揮できる社会で多様性が受容される社会の実現を求めるものであり、雇用創出を目的とした人材登用や才能の発掘をするものではございません。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 多様なというところでもう少しお話させていただくのですけれども、例えば年配の方で、年齢問わず英会話が堪能な方がいらっしゃれば、利根町の窓口で留学生たちの案内などそのような業務についていただくことで、外国籍の方たちが日本語が分からなくても対応することができるのかなど。そういう意味でも、英会話や中国語、ベトナム語などを使える方に関しては国籍問わず、例えば日本人でなくても日本語が堪能で、中国語、ベトナム語が話せますよという方がいれば採用するということは、十分今後可能性としては高いのですかね。どうなのでしょう。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） いろいろ……何ていうのですか……そういう方もいらっしゃると思うのですけれども、例えばデジタル化のほうでいいますと、今度12月の末ぐらいからよろず相談というのをやらせていただきたいと思いますと思って、今予定してございます。そのときに、携帯電話が操作できないとか、パソコンのこういうのが知りたいというような方を、まずは政策企画課の職員、ICTアドバイザーを中心に対応させていただきたいと考えております。

そういうことを今度自分たちでできるようになったときには、逆に今度町民の方をお手伝いしていただいて、そういう方を採用してやっていくということも考えられますので、今後はそのようないろいろなニーズが出てくると思いますので、その時々にもまた検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） すみません。通告外と言われてしまうかもしれないのですけれども、今お話が出てしまったので、このよろず相談について、もう少し詳しく伺ってもよろしいですか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 私も自分の担当課で詳しいことはあれなのですけれども、12月の、もともとは、茨城県の事業でスマホ教室というか、そういうものを企画課でやらせていただいたのですけれども、かなりの方からお電話をいただきまして、そういうものもやってほしいという声もいただきましたので、ICTアドバイザーの方が中心となりまして、12月の末水曜日だったと思うのですけれども、詳しいところは後ほどお伝えさせていただきたいと思うのですけれども、よろず相談会のほうを開催させていただきます。一応3月まで暫定的にやらせていただきまして、御利用の方が多ければまたそのあと延長していくのかどうかというのは検討させていただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） それではまた多様性のところに戻らせていただきます。

先ほど少しお話ししましたけれども、今利根町多くの留学生が滞在するようになりまして、皆さん御存じだと思いますけれども、町を歩いていると留学生の方たくさんいらっしゃるのですね。例えばそのような方たちが利根町を気に入ってくれて、利根町に住み続けたいとなったときに、日本語勉強していますので、日本語がしゃべれるようになって、これから自分の国から改めて、また利根町に留学してくる人たちを相手にアドバイスをしたり、窓口として何か利根町の役に立ちたいとなったときに職員として採用して、会計年度任用職員とか様々方法あると思うのですけれども、そのような人材活用ということも可能性はあるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 今日、日本ウェルネススポーツ大学の理事長が来まして、そんな話もしたところでございます。細かいことは担当課長に答弁させますが、ぜひ働いていただきたいと私は考えております。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

確かに現在、外国人の方がかなり多く利根町にお住みになってございます。自治会のほうからも、いろいろ苦情などもあるのですけれども、実際どこどこに何人入りますよということで町のほうから連絡して、自治会によっては、羽根野台ですと自治会の芋煮会ですか、そういったのに招待をして和気あいあいとやっているところもございます。

採用についてなのですけれども、多くの方がワーキングホリデーという制度を利用していらしまして、午前中勉強して午後から働くというような制度で、多分1年半ぐらいで帰ってしまうような話は聞いているのですけれども、ですから採用となると難しいのかなというところあるのですけれども、町のほうとしても外国人の方が多くいらっしゃるのです、今のところ窓口にはポケトークですとかとか、あと日本語達者な方が一緒に窓口来られますので、不便だという話は総務課のほうには上がってきていないのですけれども、そういったのがあるようでしたら、先々はそういった採用についても考えていくしかないのかなと思っております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 働くのが難しいということは分かりました。では、別の観点から人材活用ということを考えた場合、料理や言葉、そして国の様々な文化を学ぶということでも、人材活用ができるかなと思います。私たちがベトナム語を学びたい、中国語学びたい、ネパール語学びたいとなったときに、そのような留学生の方たちにお手伝いいただく。そして、今利根町で、いろいろなところで料理教室というのですか、お料理を作って勉強するというサークルもありますので、国際交流会もあります。そういうところで、もっと留学生の方たちの力を借りて、その国の料理を振る舞ってもらう。私たちはそれを学んで、日本にいながら多国籍の料理を学んで食べられることになるということで、小学生や中学生を交えて、利根町全体で何かイベントをするときに、国際交流の形で人材活用ができるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） すばらしい考え方だと思います。国際交流は、生涯学習課長に答弁させます。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） そうですね。町内にも外国人の方が大勢見えています。今、人材活用という面からも生涯学習課として、行事等もありますので、今後検討してま



いりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先日あるところで見たとニュースなのではけれども、ウクライナの中学生・高校生が都内の小学校を訪れて交流を持ったという話があったのではけれども、これはまた通告外になってしまうかもしれないのではけれども、利根町は、今留学生と小学生・中学生の交流というのは行っているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 今、学校側の留学生等との交流を行っているということは、私は承知しておりません。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 数年前から利根町、英語教育に力を入れているというところで、留学生、どちらかといえば日本語よりも英語をしゃべれる方もいらっしゃいます。そういうところでALTを活用・登用して、学校の中で英会話学ぶのもいいのではけれども、ふだん接している人たち同士での英会話と、授業の中での英会話と、本当に初対面で突然外国の会話をするというのは本当に難しいものでして、やはり日本人以外に慣れるということから留学生ともっと日頃から交流することで、外国アレルギーというのですか、ふだん接していない違う国の人たちと接しても慌てることなく会話がしやすくなるということもありますので、今後英語教育という観点からもっと留学生と交流していただきたいなど、もっと人材活用していただきたいなどと思っております。

では次に最後、三つ目の質問に移らせていただきます。アンケート及び町政への住民参加についての質問です。

第5次利根町総合振興計画前期基本計画のアンケート回収率とアンケートを実施した人数を伺います。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えいたします。

第5次利根町総合振興計画前期基本計画の策定に係るアンケートの回収率は34.2%、実施した人数につきましては2,000人でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） もう一度パーセンテージを教えてくださいよろしいですか。34.2%で合っていますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 34.2%でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 先日11月15日に締め切られたばかりなので、恐らく結果はまだ出ていないのかなとは思いますが、もし分かれば第5次利根町総合振興計画の後期

基本計画のアンケート回収率をお答えください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 11月15日現在になってございますが、28.7%でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） （3）番になりますけれども、第5次利根町総合振興計画後期基本計画のアンケートは、町内在住、満16歳以上の無作為抽出された2,000人ですけれども、これがどうして2,000人なのか、お答えください。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 住民アンケート調査を2,000人とした理由でございますが、アンケート調査は一般的に人口規模によって、必要なサンプル数が算出されております。当町の場合、対象者数は1万4,272人で、そのうち約400人のアンケートの結果が得られれば、十分に信頼を得るアンケートとなるとされてございます。これは、400人から回答があれば、誤差範囲などの細かな設定はございますが、アンケートを同じ条件で100回実施しても95回は同じ結果となり、内容の誤差についても5%以内の範囲になるとされているからでございます。

前回のアンケート調査でも2,000人を対象に実施しており、回収率34.2%、回答数684人で行ったので、今回のアンケート調査、こちらにつきましても2,000人とさせていただいております。今回のアンケート調査の回収率は28.7%と若干低かったのですけれども、回答数は574人となりますので、2,000人としたことにつきましては、400人を超えておりますので、問題なかったのかなというふうに感じでございます。

また、全世帯にアンケートを実施しない理由でございますが、これまで述べた答弁のほか、全世帯にアンケートを実施した場合にかかる費用や時間、そういう部分の費用対効果が認められないということも理由といたしまして、今回2,000人とさせていただいております。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 前期計画も後期計画もともに無作為抽出の2,000人ということなのですけれども、標本のリスト、フレームはどのようなものか、お答えいただけますか。分かりますか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 標本のリスト、フレームというのはどういうことでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 無作為抽出、くじ引のようなものだと思うのですけれども、それを行うに当たって、この大枠があって、その中でくじ引をすると私は理解しているのです。

けれども。それとも、全町民1万4,272人の中からくじ引を行っているのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） ある程度地区の中でもうやっておりますが、基本的には1万4,242人、無作為抽出された2,000人にやるような形にしてございます。基本的には、無作為という形になってございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 2,000人でアンケートを行っても、全町民対象でやっても、同じような結果が出ると。400人以上の結果が出れば十分なので、費用や時間の面から2,000人を対象にしたというお話なのですが、感情面というところは考慮していただきたいなというのが正直なところです。

どうしても、2,000人という、1万4,272人の中の2,000人なので、たまにアンケートに答えた方もいれば、アンケートに答えていない方もいらっしゃいます。送られてきたアンケート内容を答えたかと思う方もいれば、そうでない方もいらっしゃいます。大事なものは、このアンケートに答えない、町に対して伝えたいという思いがあるのにそれがかなわなかった人の感情、これがすごく私は大事ななと思っています。

よく町政に興味を持ってもらうという話が出ますけれども、町政に興味を持っている一番のところというのは、自分がどれだけ関わったかと思うのです。よく町長は住民が主人公とおっしゃいますけれども、自分が主人公になる第一歩は、すごく身近なところでアンケートかなと思います。

確かに費用や時間かかると思うのですが、その感情というところをやはり考えると、利根町1万4,272人なので、そこまで多くはないと思います。繰り返しますが、費用・時間がかかったとしても全町民を対象にアンケートを実施することが、利根町の人たちの帰属意識というものは育まれていくのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） そういう町民の方もいらっしゃいますので、この後素案については、パブリックコメントを実施したいと考えております。そういうところでも町民の御意見を伺うことも可能ですので、全ての町民に同じアンケートをして、回収率が低いということでやるよりは、統計学にのっとってアンケートを実施して、そのあとにその情報を町民にお知らせをして、そのあとパブリックコメントで町民から御意見をいただいて、また修正をしていくという形で考えてございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 本当にその費用対効果ということを考えれば理解はできるのですが、本当に繰り返しますけれども、感情のところですね。どうしてこの感情の部分にこだわるかといいますと、利根町ホームページ開きますと何が書いてあるか、御存じですよね。「ともに創ろう」とトップページに出るのですよ。「ともに創ろう みんなが住

みたくなるまち とね」とあります。私が単純だからかもしれないですけども「ともに創ろう」と書いてあって、それがアンケート2,000人しかやっていないとなると、これ、ともに創るの「ともに」というのは2,000人だけなのかなと思ってしまうのです。そういう面で感情について、こだわって質問させていただいております。本当に分かるのですよ、費用対効果というところで、回収率が悪かったら本当に時間も費用ももったいないことになるので、でも答えたかった人は答えられないというところと、利根町は「ともに創ろう」とうたっていますので、やはりそこは費用がかかろうと効果が薄かろうと、やはり予算をかけるべきところはこういうところなのかなと考えております。

余談になってしまうのですけれども、この「ともに創ろう」という言葉、キャッチコピーだったりキャッチフレーズと言われますけれども、意外とこの言葉を使っている自治体多いのですよ。まず、お隣の龍ヶ崎市「C r e a t i o n - ともに創るまち・龍ヶ崎-」という言葉が、つい先日、今年4月に決まっています。兵庫県「ともに創るまち」、名張市「ともに生き ともに創る 心ふれあう幸せのまち 名張」、小平市「つながり、共に創るまち こだいら」、埼玉県上里町「住民と行政がともに創るまち」、幕別町「ともに考えともに創る 活力あるまちづくり」、長野県坂城町「すべての人がともにつくるまち」、本当にたくさんあるのですね、「ともに創る」と。ぜひ「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」これが利根町発祥のキャッチコピー、利根町はだから「ともに創ろう」とうたっているのだよねというところを、やはりほかの自治体に見せつけていただきたいなと思います。

町長よくおっしゃいますけれども、リーダーシップを発揮する、利根町が本当に「ともに創るまち」というのは、こういう町なのだよというところでリーダーシップを発揮して、利根町は全町民対象にアンケートしていますよと、費用対効果かかろうが住民の感情を大事にしますよというところを見せていただきたい思いです。

今(3)番までですよ。

次、(4)番、質問させていただきます。直近5年間で全世帯にアンケートを実施したことはあるかどうか。もしあるならば、そのアンケートの内容(事業名)を伺います。

○議長(大越勇一君) 大越総務課長。

○総務課長(大越達也君) ただいまの御質問でございますが、他課にわたりますので、代表して総務課のほうから答弁させていただきます。

直近5年間で全世帯にアンケートを実施したことはございません。

以上でございます。

○議長(大越勇一君) 峯山議員。

○4番(峯山典明君) 恐らく今まで無作為抽出の2,000人だとは思いますが、では、日本全国で全市民、全町民、全世帯のいずれかを対象にアンケートを実施したところがありますので、少し報告させていただきます。

まず、赤穂市が、これは2030なのか2030年か分かりませんが、2030赤穂市総合計画策定に係るアンケート調査を「広報あこう」と一緒に配布していきまして、これが満18歳以上の全世帯、全市民にアンケートを実施しています。

令和5年9月に熊本市が対象者を、これ面白いのですよ、どなたでもとしております。どなたでも回答できる市民アンケートとして、目的は、よりよい本庁舎等の在り方を検討するために行ったアンケートです。方法は、各区役所、各まちづくりセンターの窓口、そして、熊本市のホームページからウェブアンケートで実施しています。

そして、令和3年5月に東村山市が全市民を対象に、成年年齢の引下げに伴う成人式の在り方についての市民アンケートを実施しております。配布方法は、市内各公共施設で用紙を配布、そして東村山市のホームページからウェブアンケートの方法で行っています。

そして、令和4年9月に稲城市が稲城市立病院に求める役割や今後の方向性について、市民に意見を伺う市民アンケートを全市民に実施しています。方法は「広報いなぎ」を活用しております。

調査すれば本当にまだまだ全市民、全世帯を対象にアンケートを行っている自治体は出てくると思いますけれども、全市民、全世帯、全町民を対象にアンケートを行っている自治体調べましたけれども、キャッチフレーズ、キャッチコピーに、共につくろうとか書いてないのですよね。表示が全くなかったところもあります。ホームページ開くとただ漠然と何々市、何々町というのが出てくるだけで、キャッチコピーは特にはありませんでした。

先ほどお伝えしましたように、お隣の龍ヶ崎市が今年4月に龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030を策定していきまして、そのキャッチフレーズが「Creation—ともに創るまち・龍ヶ崎—」、なぜかこの茨城県南で、利根町、龍ヶ崎隣同士の町が同じような内容のキャッチフレーズを使っているのです、ぜひ龍ヶ崎市に負けない「ともに創るまち」を実現していただきたいなと思って、今回質問させていただいております。

本当にいろいろ日本全国自治体調べると、全市民を対象としているアンケートだったり、そうではないアンケートもあったり、中にはこの内容は全市民、全世帯を対象とする内容なのかなと少し考えてしまう内容でも全市民対象にしているところもあります。

利根町、この11月15日締切りだった第5次利根町総合振興計画後期基本計画のアンケートですけれども、先ほど布袋課長がパブリックコメントを実施されるとおっしゃっておいりました。これ、前期の計画のアンケートのときも同じようにパブリックコメントを実施していきまして、このパブリックコメントを募集していたページに何が書かれていたかといいますと、この振興計画は利根町の最上位に当たるものだと。だから皆さんにこの最上位に当たるものをつくるに当たって、実施したアンケートの結果に対して、パブリックコメントを求めますと書いてありました。これだけ重要なものなので、費用、時間、そこは問わずに全町民対象にアンケートをしていただきたいなと思うのですけれども、やはり今後も考えは変わらないのでしょうか。

○議長（大越勇一君） 大越総務課長。

○総務課長（大越達也君） それではお答えさせていただきます。

ただいまの質問なのですけれども、このあと（５）番、（６）番とあるのですけれども、その質問ということによろしいですか。

先ほど政策企画課長からの答弁にもございましたが、今まで実施されたアンケートの多くが2,000人となってございます。その理由でございますが、先ほどの答弁にもございましたとおり、利根町の場合は400人のアンケートの結果が得られれば十分に信頼を得るアンケートになるとされておりますので、これまでの調査の回収率等を考慮した上で、2,000人と設定させていただいております。

峯山議員が常日頃からおっしゃっている言葉の中で、地方自治法第2条第14項を引用されていまして、役所の仕事の中では、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと、よくチラシとかにも記載されてございますので、町のほうとしましても今後もアンケートについては統計学上も出ておりますので、全戸対象としないで2,000人程度ということで実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 峯山議員。

○4番（峯山典明君） 確かに地方自治の中で、最少の経費で最大の効果を発揮するとあります。それは本当に実施しなければいけないなと常日頃から思っていますし、これからも私は考えは変わりませんので、費用対効果が大事だと思っています。

というところで、本当に今日1日質問していた中で、スクラップ・アンド・ビルドの話をしましたけれども、必要のない事業あるのですよね。そこを削れば、この大事なアンケート、「ともに創ろう」ですから、この大事なところ全町民にぜひアンケートをしてほしい。そう思えるような事業に関しては、予算をかけるべきだと私は思っております。

狛江市が「ともに創る 文化育むまち～水と緑の狛江～」とうたっているのですけれども、その中で、「ともに創る」には、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともにつくっていくという思いが込められているそうです。

「ともに創ろう」とうたっている以上、費用、時間かかっても、やはり全町民対象にアンケートは、内容にもよりますけれども、これから実施していただきたいなと思います。対話型行政なら、なおさらそうではないでしょうか。帰属意識ということがありますので、自分がアンケートに答えたものであれば関わっていききたいと思うのが人の常だと思っております。利根町は、町に暮らす皆様の意見を求めていますという姿勢を見せることが大事で、繰り返しになりますが、帰属意識を育むためにも、アンケートでも何でも関わること

かけをつくっていただきたいなと私は思っております。アンケートに答えたことに対して、取り組んでいるのか、または採用してくれているのか、それを日頃からチェックすることで、町政に興味を持つ第一歩になるのかなと私は思っております。

地方自治法を出されてしまうと何も言えなくなってしまうのですけれども、先ほどのふれ愛タクシーの件もそうですけれども、予算をかけるべきところはかけなければいけないと私は考えております。今回400人程度で信頼が得られる、そして何度繰り返しても全町民を対象にしても結果は同じですというところで、費用対効果十分2,000人で信頼できますよというお話は本当に分かります。ただ、住民感情、アンケートに答えたかったなというところで、全町民を対象にさせていただきたい思いで、今回質問をさせていただきました。そこも御理解いただけたら幸いです。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を13時30分とします。

午後零時10分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告，3番佐藤眞一議員。

〔3番佐藤眞一君登壇〕

○3番（佐藤眞一君） 7番通告，3番の佐藤眞一でございます。まず最初に，このたび石井公一郎議員が急逝され，私は12月1日に議会事務局からその報を受け，あまりの突然のことに驚きました。日頃から石井議員とは親しくさせていただき，また利根町をよくするために共に頑張ってまいりました。石井議員の御冥福を，心よりお祈り申し上げます。そして，石井議員の遺志を継いで，私も今後頑張っていきたいと存じます。

では，質問に参ります。まず最初に，私は，日頃から議員目線から町民目線という視点で議員活動を行っております。具体的に申しますと，毎月定期的に相談会を実施し，町民の皆様の生の声を聞きながら，町民の皆様が今一番困っておられる問題を取り上げております。

その中で最も切実で大切な問題は，何よりも公共交通機関の充実の問題です。このことにつきましては，私は第2回，第3回定例会で取り上げました。また，私以外の多くの議員の皆様も，同じ問題を取り上げておられます。このたびの第4回定例会でも，五十嵐議員，峯山議員が一般質問で取り上げておられます。そして，執行部でもアンケート調査や町民懇談会を企画するなど，一定の前向きな対策が行われております。その速やかな実行を，私は期待するものであります。

今回，第4回定例会では，新たに三つの問題を取上げました。第1番目は，利根町の空

き家・空き地対策についてです。第2番目は、移動販売「福の助商店」についてです。第3番目は、利根町に住む外国人への対応についてです。

本日は、寒い中わざわざ議会に傍聴に見えられた皆様方、またユーチューブで傍聴されている皆様に対し、厚く御礼申し上げます。

それではまず、第1点目の利根町の空き家・空き地対策について御質問いたします。

現在の利根町における空き家・空き地は何件あるのでしょうか。また、その管理状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問に対する答弁を求めます。

飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、空き家・空き地の件数でございますが、令和5年11月30日現在、空き家は441戸、空き地につきましては92件でございます。令和5年4月1日現在と比較いたしますと空き家は26戸、空き地は52件増加しております。空き家の増加につきましては、おくやみ窓口の手続の際に親族の方に確認できたものや住民の方からの情報によるものでございます。また、空き地の増加につきましては、主に自治会や住民の方からの情報によるものでございます。

次に、管理状況についてでございますが、現在、空き家につきましては調査中でございますので、令和5年4月1日現在の状況でお答えさせていただきます。415戸のうち、適正に管理されている空き家は270戸、一部修繕等が必要な空き家が123戸、管理不全な空き家が22戸ございます。空き地につきましては92件全てを調査してございませんので、令和5年度に相談を受けたものについてお答えさせていただきます。相談件数は25件ございました。相談の主なものでございますが、空き地内の除草や植木の剪定等がされていない、適正に管理されていないという御相談でございます。相談があった25件のうち、改善されたものは6件でございます。

空き家・空き地の管理状況については、近隣住民の方より御相談がございます。適正に管理されていないため、近隣住民の方に御迷惑をおかけしているところでございます。町といたしましては、御相談がありましたら、所有者を調査し、適正管理のお願いの通知と現状写真や樹木の伐採、除草等を行っていただける業者等の紹介を同封し送付しているところでございます。早急に対応していただけない所有者の方もいらっしゃいますので、近隣の方には御迷惑をおかけしておりますが、以上のような形で対応させていただいております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） では次に、空き家・空き地バンクのことについて御質問いたします。



利根町には空き家・空き地バンク制度がありますが、直近3年間の成約状況はどうなっているかについて、お伺いいたします。ここには書いておりませんが、空き家バンク、空き地バンクの登録件数もできたら教えていただければと思います。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） まず、空き家の成約状況につきまして、先に御説明させていただきます。令和2年度が1件、令和3年度が4件、令和4年度が1件でございます。令和5年度はまだ成約はございません。空き地の成約状況につきましては、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度はゼロ件でございます。令和5年度もまだ成約はございません。

次に、登録件数のほうをお答えいたします。空き家バンクの登録ですが、令和2年度が9件、令和3年度が7件、令和4年度が2件、令和5年度は現在ゼロ件です。空き地バンクの登録ですが、こちら令和3年度からお答えさせていただきます。令和3年度が9件、令和4年度が2件、令和5年度も2件でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） ありがとうございます。

空き家バンク、空き地バンクという非常にいい制度が利根町は採用されているわけですが、登録件数と特に成約件数も少ないように感じるのですけれども、その辺の理由についてはどうお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 空き家・空き地バンク制度でございますが、こちらは、売買や賃借を考えておられます所有者と不動産業者を公益社団法人茨城県宅地建物取引協会を経由して紹介し、町の公式ホームページにより空き家・空き地バンクサイトで情報発信を行い、買いたい方、借りたい方をおつなぎする制度でございます。

空き家・空き地の所有者からの問合せやおくやみ窓口で制度の御紹介をしております。現状といたしましては、制度を利用する方が少ない状況でございますので、成約件数も少ない状況となっております。

空き家・空き地バンク制度では、空き家等の有効活用を通じて、定住の促進により地域活性化を図ることが目的でございます。購入される方、借りる方の条件といたしまして、5年以上利根町に定住することが条件とされております。空き家を法人が購入、または賃借によるシェアハウスとして学生寮になることや空き地を駐車場や物置の設置のために購入される方がございます。個人以外の方やその他の目的で購入される場合には、空き家・空き地バンク制度を利用できない状況でございます。このようなことが理由によりまして、成約件数が少なくなっているのかと思われまます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 私が独自に調べたこともございますが、私はその家の問題については素人でありましてけれども、私なりに考えますと、町は所有者に対して、積極的、能動的に働きかけてないのではないかとこのように思います。

町の所有者に対するアンケートの結果を見ますと、所有者の過半数は町外に住んでおられ、その主な理由としては、住んでいた人が死亡したため他所へ住宅を新築購入し転居したためが56%、施設入所や入院したため相続で取得したが住む人がいないが26%で、合わせて82%となっております。また、空き家の今後の活用については、売却したい38%、賃貸したいが13%であり、利活用につながることも分かりました。そして、売却または賃貸したいがその方法や相談先が分からない26%、今後利用する予定はないのでどうしたらよいか分からない17%、リフォームをしないと使用できる状態ではない15%、荷物、仏壇等が置いたままでありその処分に困っている16%、解体したいが解体費用の問題で実行できない17%、解体して更地にすることで固定資産税が上がる17%となっております。

町としては、もう一步踏み込んだ対策を行う必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 佐藤議員おっしゃられているとおりでございますが、空き家コーディネーターの話を交えてお話してもよろしいでしょうか。

○3番（佐藤眞一君） いいですよ、どうぞ。

○生活環境課長（飯島 弘君） 町としましては、一応空き家コーディネーターというものを募集しまして、そちら空き家コーディネーターの業務ですが、初めに利根町の空き家や空き地の状況を認識していただき、空き家・空き地バンク制度の運営や移住希望者とのマッチング及び相談業務を行っていただきたいと思いますと考えております。

令和4年6月に実施いたしました空き家等所有者を対象としたアンケート結果では、売却や賃貸をしたいが方法や相談先が分からないという回答が多くございました。このような問題を解決することも重要です。そのような問題を解決するためにも、空き家コーディネーターそういった方を雇いまして、その相談会そういったものを実施することが有効ではないかと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） ただいま3番目に私が質問しようとした、いわゆる空き家コーディネーター利活用策ということでお答えいただいたのですが、そのほか私がお隣の市町村を調べた、どのような政策を行っているかということをお話してみたいと思います。

他自治体ではどういうことをやっているかといいますと、牛久市では空家等無料相談会を駅頭にチラシを置いております。その内容としましては、弁護士、司法書士、建築士、住宅建物取引士による空き家の管理、相続、活用、解体などに関する相談です。

我孫子市におきましては、次のようなチラシを置いております。我孫子市空き家バンク

に登録しませんか、あなたの空き家大丈夫ですか、我孫子に住んでみませんか、若い世代、子育て世代を応援します。これがこのチラシなのですけれども、それから住宅所得補助金最大15万円、我孫子市住宅リフォーム補助金額15万円、このようなチラシを窓口に置いてあります。我孫子市では空き家バンクの協力事業者というものが24ありまして、そして我孫子市の担当者のほうにお聞きしたところ、熱心で親身になってやっている事業者の成約割合が多いということです。

龍ヶ崎市では同じようなチラシなのですけれども、5種類置いているのですけれども、我孫子と同じような感じなのですけれども、空家バンク活用しませんか、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助最大15万円、龍ヶ崎市U29新婚生活スタート応援補助最大10万円、それから龍ヶ崎市空家バンク活用促進事業、家財処分費上限10万円、改修工事費上限50万円、空き家のリフォーム応援最大100万円、このような制度を行っております。

取手市では空き家バンクはありませんけれども、それに代わるものとして、空家等活用の媒介制度があります。市当局の方のお話では、やる気のある事業者にやらせることにより成果を上げているということで、令和4年度では15件の成約をしているとお聞きしました。ただし、取手市の場合は、性格上、賃貸の場合が多いということです。

そのようなことにつきまして、利根町としてはどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） まず、私たちのほうでも補助金というものを実施しておりますので、そちらのほうを御紹介したいと思います。

利根町空き家・空き地バンク助成金等交付要綱第4条になりますが、子育て奨励金というのがございまして、20万円こちらが受けられます。あと、リフォーム助成金、こちらも最大で30万円です。一応、対象経費の2分の1というふうな形で、利根町のほうでもやらせていただいております。

あと、成約件数のお話ですが、まず龍ヶ崎市のほうで調べましたところ、空き家バンクの登録、令和4年度になります10件、利根町のほうは2件でございます。人口にいたしまして、龍ヶ崎市は利根町の5倍、世帯数も5倍ですので、どうしても利根町としてはこれぐらいの数字になってしまうのかと思います。

我孫子市に関しましては、令和4年度で空き家バンクの登録が14件で、成約が1件となっております。我孫子市は、利根町の人口の約8.7倍、世帯数にしますと9倍になっておりますので、やはり利根町ですとこのぐらいの数字にどうしてもなってしまうのかと思います。

その空き家の数でございまして、利根町は441件、龍ヶ崎市が約3倍になりますけれども1,401件、取手市は約2倍になりますけれども919件、我孫子市は1.6倍になりますけれども730件というような形でございます。

あと、こちら担当されている部署のお話になりますが、龍ヶ崎市では空家対策室というものを設置し、職員3人で運営されております。取手市におかれましては、三つの課がこちらの業務を6名でやっております。我孫子市は、二つの課で5名の職員がこういった業務をしております。利根町の場合は、1人でこちらの業務を行っております。佐藤議員、積極的ではないのかというお話かもしれませんが、一応うちのほうの職員も一生懸命やっているということを御理解ください。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 最後になりますけれども、3番目の御質問についてお答えいただいたので、1月1日から空き家コーディネーターが来られるということで、その活躍を御期待したいと思います。

ちなみに、いろいろ状況は違うのですが、我孫子市は、何か地価の上昇率が日本一だそうなのですよ。利根町はどうか知りませんがね。そういう好環境もあるのだと思いますけれども。

それでは以上で、空き家・空き地制度についての質問は終わります。

次の2番目、よろしいでしょうか。

次に、移動販売、利根町では「福の助商店」と呼んでおりますけれども、利根町では、商店や高齢社会に対応するため、日常の買物にお困りの方を支援する移動販売「福の助商店」が運行されておりますが、最近3年間の利用者数についてお伺いたします。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 令和2年度から令和4年度までの直近3年間の利用者数につきましては、令和2年度は2,895名、令和3年度は2,718名、令和4年度は7,169名となっております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） そうしますと、最近はかなり伸びているということですよ。

では、2番目の質問に移ります。

今の「福の助商店」ですけれども、カスミでやっておりますけれども、何か制約条件があって、公道でしか営業できないために場所が遠くて、高齢者とか足の悪い方とかなかなか不便で利用しにくいという声もあるのですけれども、その対策はどうなっているのでしょうか。お伺いたします。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 道路上に車両を止めて販売を行うことは、一般交通に著しく影響を及ぼすような通行の形態・方法により道路を使用することになりますので、道路交通法の規定により、道路使用許可が必要になっておりますが、移動販売での許可は認められないことから、現在実施している移動販売につきましては、町有地での販売や私有地を無償で利用させていただいて販売を実施しております。

議員御指摘のように、自宅から移動販売場所まで歩いて行くには遠いため利用しにくい方や利用できない方がいらっしゃることは把握しております。町で実施している移動販売については、自宅の前まで伺って販売することは道路交通法上難しく、町有地や私有地で販売するに当たって、販売場所の確保が必要になってきますので、全ての方が利用しやすい環境の整備については課題があると認識しております。

対策としましては、地区の要望に基づき、販売場所の追加について対応させていただいております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは、3番目の質問に参ります。

龍ヶ崎市のイトーヨーカ堂では、電話によるスーパーとくし丸という宅配サービスがありますけれども、「福の助商店」はどうなっているのかについて、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 福の助商店では、電話等による宅配サービスは受け付けておりません。車両は1台体制で実施しているため、宅配サービスを実施することは、現状での体制では難しい状況でございます。また、町内には、既存のスーパーやコンビニエンスストア、商店等もございます。そのようなサービスを実施することで、ほかのスーパーやコンビニエンスストア、商店等に少なからず影響が及ぶことから、慎重に検討しなければならないと考えております。

一方で、高齢者の買物機会の確保は課題があると認識しておりますので、情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今、課長の御答弁にもありましたように、今移動販売も非常に利根町では頑張っているということなのですが、先ほど御紹介しました龍ヶ崎市のイトーヨーカ堂のとくし丸、それからそのほかにも生協とかセブンイレブンなど、宅配便を利用している方が結構利根町では多いと思います。その点で、町は今後もカスミの移動販売を続けられるのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

それから合わせてなのですが、宅配便なのですが、実を言いますとカスミにもあるのです。見てみますと、受付にあるのを気がついたのですよ。ただそれは、スマホによる注文なのですね。だから、イトーヨーカ堂のように、やはり電話の注文のほうが高齢者のほうが受け入れやすいのかなというふうに考えます。その辺についての御質問をさせていただきますが、御回答よろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 服部福祉課長。

○福祉課長（服部 豊君） 私もコンビニエンスストアやストアやほかのスーパーでそういった宅配の事業をやられているのは情報としては知っておりますが、今後もそういった事業も使える方は使っていただいて、また町の移動販売も使っている方が十分おられます

ので、そういったところすみ分けをしていただきながら使っていただければなというふうに考えております。

また、カスミ等で電話の注文というのは、やはり民間会社なので、それは民間会社でどのようなサービスを提供するというのは、基本的には民間会社のほうでやっていただくような形になると思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それでは、移動販売の件については質問終わりました、次の利根町に住む外国人に対する対応について御質問いたします。

最近、利根町に外国人が急に増え、その実態がよく分からないため、町民の間に戸惑いと不安が広がっています。これは、利根町に限らず、周辺の取手市、龍ヶ崎市、我孫子市にも共通しています。若い外国人が増えること自体は決して悪いわけではありませんが、文化の違いから不要な摩擦、例えば外国ではごみの分別という習慣はありません。そういうことで、町民の方とのトラブルを起こす可能性も懸念されます。なぜ、外国人が急に増え、その現実がどうなっているかを、町は町民に正しい情報を提供する義務があると思います。

そこで御質問です。現在利根町に住んでいる外国人の人数、国籍についてお伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 永田住民課長。

○住民課長（永田幸夫君） 令和5年12月1日現在、利根町には、住民基本台帳上では、27か国641人の外国人の方が住んでいらっしゃいます。最も多い国籍、人数でございますが、ネパールで165人、次にベトナムで152人、次に中国で99人、次にスリランカで42人、その次にミャンマーで32人、ほか22か国で151人でございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それではもうちょっと突っ込んだ御質問させていただきますけれども、増えている原因、理由、背景。例えば、日本ウェルネススポーツ大学に大量の留学生が入ったとか、入学したとかいううわさも聞いております。それから、中国人の技能実習生もいると。そのほかに、日本で働くために利根町に住所を移転した方もおられるというふうに聞いております。

そして、これも私個人情報でありますけれども、日本ウェルネススポーツ大学では10月に大量の留学生が入学されたそうです。570人とも聞いております。さらに、毎年数百人が増えていくという話も聞いております。その辺、町が情報把握されているのでしょうか。そして、そのような方々、また何人ぐらいが利根町に住んでおられるかについて、分かっておられるようでありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 永田住民課長。

○住民課長（永田幸夫君） それでは、分かっている範囲でお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、日本ウェルネススポーツ大学ですけれども、毎年10月以降に、今年度は、議員がおっしゃるとおり、570名程度学生を受け入れするというふう聞いております。また、その570名ですけれども、近隣9市町村に分散させて居住する予定とも聞いております。また、当町には100名程度、今年度居住予定というふう聞いてございます。また、そのほか利根国際学院……留学生のほかに、利根町には技能実習生なども多数いらっしゃいまして、そういった方は、今後も当町には毎年100名以上の方は入ってくるというふう考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 今お聞きして、いろいろ分かったわけなのですけれども、そのような大幅な変化がある場合には、やはり町民の方に、町としても情報を提供する必要があるのではないかと私は考えます。また、隣の我孫子市も非常に影響がありまして、市民課の方に聞いてみましたところ、日本ウェルネススポーツ大学の学生が成田線沿線の湖北台、新木、天王台などに住んでいて、大学の担当者の方が我孫子市役所の窓口に見えられて来ておられ、また関係も非常に深いというふう聞いております。

ちなみに、先ほど利根町の外国人の国籍別の人数を教えてくださいましたけれども、令和5年11月1日現在で、我孫子市では2,806人です。そのうち、内訳としては、中国人が674人、ベトナム人364人、ネパール人359人、スリランカ人254人、フィリピン人238人、韓国人209人、その他となっております。ということで、やはり利根町と同じように、ネパール人であるとかベトナム人であるとかスリランカ人が増えている。これは、同じような傾向に出ていると。これは情報提供ということで、お知らせしておきます。

では、次の質問に参ります。

日本の国際化の進展の中、利根町における外国人への行政の対応策、例えば通訳の配置であるとか、外国語による書類の作成等はどうなっているかについて、お伺いいたします。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） まず、当町における外国人への行政の対応策についてでございますが、まず初めに、当町の外国人社会動態につきまして、ここ数年の実績を申し上げます。令和元年度は18人の転入超過、実際には529人転入しまして、511人転出されたという形になってございます。令和2年度は251人が転入し、転出された方が297人、46人の減。令和3年度は53人が転入され、転出が94人、41人の減。令和4年度は400人の転入で、転出が295人、105人の増という形になってございます。

このように、毎年新しい外国人の方が転入していただいている状況ですから、令和3年度から翻訳機ポケトークを窓口課に設置いたしまして、外国人の方の住民登録などの手続に活用しております。

今年10月20日なのですけれども、日本ウェルネススポーツ大学が利根町に来庁いたしまして、10月までに別科生570人を受け入れるということで打合せを行ってございます。そのときには政策企画課、そのほかに住民課、生活環境課、いろいろ関係する各課に来ていただきまして、その手続に対して、迅速にできるように打合せを行ってございます。

通訳の配置、外国の書類等の作成につきましては、今後これからたくさんの外国人が入ってくることも考えられますので、今後の課題と考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 先ほど文化の違いによって、ちょっとトラブルが起こるかもしれない。特にごみの分別の問題で、外国ではごみの分別の習慣はありませんので、そのような不要な摩擦が起こらないように、住民登録に来られた外国人の方に外国語で書いた分別表を渡すとか、日本語学校に渡すとかのサービスは行っているかどうかについてお伺いします。

○議長（大越勇一君） 永田住民課長。

○住民課長（永田幸夫君） 外国人の方が転入手続に来られたときに、生活環境課のほうでつくっていただいたごみ分別のチラシがあるのですけれども、そちらを配布してございます。また、各学校等にも数枚お渡ししてございまして、こちらを提示して御説明いただけるようにお話をしてございます。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） ごみの分別なのですけれども、利根町でつくっているのですね。これ英語とベトナム語ですよ。

ほかの市町村、調べてみたのです。一番進んでいるのは、龍ヶ崎市ですね。龍ヶ崎市ではこれだけのたくさんの各外国語、例えば中国、韓国、それからベトナム、スリランカからタイ、それからフィリピン・タガログ語のそれぞれのごみの分別表が市役所の窓口に置いているのですよ。そのほかに、今ごみの分別の話をしましたけれども、例えば災害時のときに外国人に対して、こういう点を注意しましょうという災害から身を守ろうというような、このようなパンフレットですね。それからそのほかに、銀行の活用の仕方、これも各国語別、このように一つだけお見せしますけれども、日本で暮らすための銀行口座や送金の使い方、これも英語、日本語、それからベトナム語、中国語、韓国語、全部あるのですよ。だから、そういう自治体はあまりありませんけれども、龍ヶ崎市が非常に進んでいると思いますので、ぜひ調べて調査して、利根町も負けないように外国人対応できるような体制を取っていただきたいと思います。

それから、千葉県に関しては、外国人の相談窓口はこのチラシを置いているのですね。これを見ますと中国語、韓国語、英語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ロシア語、インドネシア語とありまして、それぞれここに電話すればそれぞれの国の言葉で対応できると、こういうチラシも置いてい



るわけなのです。だから、利根町も急に外国人が増えておりますので、町としての体制も整えていただきたいというのが私の考えです。

その辺の今後のお考えというか、お聞かせいただければと思いますけれども。この資料をそろえる、窓口に置くとかそういうことです。

○議長（大越勇一君） 永田住民課長。

○住民課長（永田幸夫君） 関係各課と今後協議して、そういうものを作成して置くようにしたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） いつまでに、どのようなものをつくる御予定ですか。

○議長（大越勇一君） 永田住民課長。

○住民課長（永田幸夫君） 利根町で今、実際27か国の外国の方がいらっしゃいます。その外国の全ての言語ができるかどうかは別としまして、一番先ほども申し上げましたけれども、利根町には今ネパール、ベトナム、中国、スリランカ、ミャンマーの順で多いのですけれども、そういった方が分かるような言語、こういったものを調査して、関係各課、生活環境課とかそういったところと協議をしまして、どんな内容を載せてというようなことを考えて検討していきたいと思っております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） 通訳の問題、先ほど布袋課長のほうからもお答えいただきましたけれども、今通訳をつけている市役所はいません。我孫子市では職員の方で英語と中国語が堪能な方がいて、その方が対応しておられるということです。情報なのですけれども。

それでは、最後の御質問になりますけれども、これだけ外国の方が多くなっていく中で、やはり異文化共生というのですか、外国人も利根町の仲間であるということで、町として異文化共生という考え方について、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 生涯学習課としまして、異文化共生支援を行っていることを回答させていただきます。

異文化共生支援として、利根町国際交流会及び日本語サロンの二つのボランティア団体への支援を行っております。利根町国際交流会への支援は、日本人と外国人の交流を目的とし、町委託バスを利用した国際文化交流バスツアーへの支援を行っております。日本語サロンへの支援としましては、講演会の協賛や日本語教室の開催をお知らせするため、「広報とね」への記事掲載やポスターの掲示及びチラシの配布の支援を行っております。

外国人が増えておりますので、今後も団体への支援を継続し、異文化共生を推進していきたいと考えております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） どうもありがとうございます。今、生涯学習課長からもお話ありましたように、日本語サロンというのが利根町との共同事業を行っておりまして、それには、教育委員会生涯学習センターも協賛されているということで、このようなことをこれからも行っていただきたいと。

ほかの取手市、我孫子市、龍ヶ崎市におきましても、国際交流祭りであるとか外国人のための日本語教室、これはそれぞれ我孫子市、取手市に国際交流協会というのがあるので、そこで行っています。それから、積極的に外国人の交流会とかも行っています。いろいろな食事をしながらやっております。

ということなので、これは質問ではありませんけれども、利根町に住み、学んでいる外国人も、私たちの仲間です。町は、もっと積極的に外国人との交流を図るべき努力をしていただきたいと存じます。

以上で私の質問終わります。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を14時30分とします。

午後2時16分休憩

---

午後2時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告、2番本谷 孝議員。

〔2番本谷 孝君登壇〕

○2番（本谷 孝君） 8番通告、2番本谷 孝でございます。質問に入る前に、このたびの石井公一郎議員のこのような悲しい事態になりまして、本当に残念です。先日も稲広のいわゆる稲敷広域の消防関係ですけれども、各市町村の代表の皆さんと一緒に交流も多少入りましたが、真面目にみっちり研修会をやって、バスの中でもいろいろなアドバイスをいただき、今までになく関係も個人的にありました。いろいろ励ましていただいたり、先輩議員としてのところで本当に頼りにしていたお一人だなというのをしみじみ今感じています。私自身も非常にショックでございます。どうか石井議員、天国で見守っててください。

それでは質問に入りたいと思います。

一つ目に行きます。役場庁舎の大規模改修工事について。

みんなのまち基本条例第4章第13条に「町は、公正で開かれた町政を推進するため、町の保有する情報について、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ります」とあります。この条文は、町民への理解を得るための基礎的な意味合いがあると考えます。それなのに、事前に町民や議会に対して工事の必要性や工事内容の詳細の説明を行わず、臨時で議会を招集する流れになったのはなぜでしょうか。

これ以降の質問につきましては、自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質問に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 本谷議員の御質問にお答えいたします。

役場庁舎の大規模改修工事の経緯については、既に本谷議員に御説明しましたとおり、令和2年9月定例議会の補正予算において、庁舎の大規模改修を行うため公共公益施設維持整備基金に積立てをする旨で提案し、令和4年度までの3年間で7億円を積立てし、不足する額についても、令和5年度に積立て可能なことから、令和5年度当初予算に令和5年度、令和6年度の2か年の継続費8億9,771万円として計上し、予算特別委員会で説明し、令和5年3月定例会で承認を得たものです。

なお、本谷議員がおっしゃる、令和5年7月の臨時議会ですが、町から議会に提案した議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、予定価格5,000万円以上の工事は議会の議決に付すべきと規定されていることから、一般競争入札で落札した常盤・増川特定建設工事共同企業体と請負契約を締結するためのものでございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。そのようなルールであったり決まりであったりというのは、非常によく分かります。分からなくてはいけないと思っておりますが、やはりいろいろな大勢の町民の皆様から、どこを直すのだ、どこが壊れているのか、そんなに直すところあるのか、あるいは近隣市町村の様々な方からも利根町役場は立派なのは何を直しているのか、どうなっているのか、やはりこういうのが聞かれてしまう。

今回、みんなのまち基本条例というのもございましたので、やはり開かれた町政であり、開かれた議会であり、町民が本当に安心して住み続けるために、私たち町民全体の財産でございますので、自分の家だと思って、そんなに9億円近くもかかるのかというのを皆さんびっくりしていたわけですね。その辺を直接問合せがなくてもいろいろな方が見えて、利根町財政が随分いいんだね、そんなにお金あるのかという意見も正直いただいております。そのようなこともありまして、この質問をさせていただきました。いわゆる、どうせやるのだったら、事前に実はこういう工事をやるのだけれども町民の皆さんにどのような活用方法があるとか、どのように改修してほしいとか、そのような意見を聞く場ですとか、そのような機会を設けてもいいのではないかと感じました。

いわゆるルールがこうだとか決まりがこうだとかというのは、そのとおりに動かなければいけない、仕事をしなければいけないお立場である執行部の皆様や町長はじめということで、町長を筆頭にあると思うのですが、やはりあれだけ厳しいのにそんな財源あるのかとその辺がいろいろな方から問合せ、問合せで、本当にこういった場でお話を伺わないと

皆さんになかなか広がり切れませんので、そう思います。その辺に関して、いかがでしょうか。佐々木町長、どうでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 本谷議員がおっしゃるのもごもっともだと思いますが、例えば赤ちゃんが生まれましたと。赤ちゃんは最初寝返りを打って、それから座りますね。座って、それからハイハイしますね。何とか立って歩けるように順番、人間のいろいろなものに対しても順番があるわけです。

この件に関しても、ちゃんと議会の皆さんに報告して説明をして、周りのレンガが1枚落ちて人の頭に落ちて、高いところから落ちれば人は亡くなってしまいます。そういう危険性もあるから、周りも全部目視しながら、たたきながら取替えていく。模様が変わってしまったのでは、もうこのきれいな利根町の外壁がおかしくなってしまうということで、1枚1枚また同じ模様でレンガ焼いてもらっています。そこだけ色違いになっても困るので。

それと議会の皆さんは御存じだと思いますが、空調がたまに効かなくて、今年の夏は暑くて、暑い暑いよと。実はあれは、空調が壊れていたのです。あと、下の福祉課の問題もあります。冬はストーブをいっぱい持ってきてたいて、また夏は扇風機を回して、もう35年もたつと部品がないので、そういう説明は議員の皆さんにはしております。

我々もそうですけれども、議員の皆さんも説明を受けたことをやはり町民の皆さんに知らせてもらわないとつながっていない、通じていかない。私は思うのです。一部事務組合に行っている議員さんもたくさんいます。これも自分たちだけで行って、報告は年に1回ぐらいどこに視察行きましたよで、ほかの議員さんには伝えてくれない。稲広どうなっているんだよ、衛生組合どうなっているんだよ、塵芥どうなっているんだ、県南水道どうなっているんだ、これ行っている議員さんは分かるけれども、ほかの議員さんに伝わらない。イコール町民に伝わっていないです。やはり順番を追って我々はやってきていますから、皆さんの口からも町民の方に伝えていただきたい。町も努力します。そういうふうには私はやるのがベストじゃないかと考えているところです。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。やはりいろいろおっしゃっているところのとおりだと思いますし、あと課題もたくさん私たち議員も抱えているのかなと思います。

ただ、やはりそういう思いにさせてしまった責任は、みんなで負いながら、せっかくきれいになるのであれば、それをどのように活用するのかというところまで視野に入れながらの工事に持っていけばよりよかったのではないのかなと。先ほどのほかの議員の皆様からもそのような似たような関連の、この改修工事ではないですけども、町民の気持ちのところ、やはりみんなでつくっていくまちなのだと佐々木町長いつもおっしゃっているよ

うに、本当にみんなで作っていきましょうと。佐々木町長が思い切り爽やかにいわゆる「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」というこの魅力あるビジョンのところ、この写真つきで出ておりますけれども、このときの初心の気持ちといいますか、私もフェリス女学院のそのときに、利根がそんなになっちゃったのというやはりショッキングで。そこから、これでは町を何とかしないと、本当にこれ利根に住んでいても、あるいは利根から出ていってもふるさとがどんどん荒廃していってしまうのではないかと本当に心配になって、その頃から活動も実際スタートしております。

利根町というのは本当に魅力がたくさんあるのですけれども、なかなかそれが地元の方は、いろいろな数字でも出ているのでしょうか。交通の利便性がどうだ、いろいろ出ているのでしょうか。ところが、もっともっと不便なところというのは、日本にいっぱいあるのですね。たくさんあるのです。そういったところにお住まいの皆様からすると、本当に恵まれているのですね。ということで、今日は敵対するとかそういうのでもないですし、一緒にやっていきましょうという場にしたいと思っておりますので、ここの関連で少し内容を広げながらやっていきたいなと思っております。

2番目行きます。過疎指定自治体である利根町は、町税のみでは財政的に大変厳しい印象です。過疎債は暮らしやすさの追求、すなわち、生活インフラの整備、教育や福祉等の住民サービスの充実を図り、働き盛りの人たちが利根町への移住することにつながるために有効活用すべきです。本来、過疎債という血税は、まずは、町民にとって身近なインフラ整備や防犯防災対策等、町民の暮らしの安心安全を確保する事業や、利根町に移住を検討いただくために必要な事業に活用されるべきです。

町民の理解を得る前に、なぜ8億7,000万円という膨大な税金を投入する工事を急ぐ決断に至ったのか伺います。今、答弁いただいていると思うのですが、これに関わっていらっしゃる担当課の責任者の方のところも合わせまして、答弁いただきたいと思います。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） まず、役場庁舎の状況ですが、9月定例会の山崎議員の一般質問でも答弁したところですが、町役場庁舎は行政の中核であるとともに、災害時には防災拠点として、また数多くの人々が訪れる町民交流の場として、町の重要な機能を担う施設でございます。当庁舎は、平成元年に建設してから35年の歳月が経過し、老朽化に伴い、庁舎の雨漏り対策として、屋上防水工事や外壁の改修工事、また庁舎機能の維持管理や安全確保を行うため空調設備・電気設備機器について、令和5年度、令和6年度の2か年で大規模工事を実施するものです。

令和3年度に策定しました利根町公共施設個別施設計画の総合劣化度評価にて、屋根・屋上、外壁、内部、機械設備、電気設備の五つの項目全てで、安全上、機能上、不具合発生を兆しありということで、修繕等の優先度が高いC評価と判定されているところです。

なぜ工事を急ぐ決断に至ったのかということですが、今回の大規模改修については、議

会棟の空調が故障し、部品がなかなか調達できないなど、大変な不便を来す状況も発生し、令和2年度から計画的に基金を積立て、今年度着工に至っております。また、庁舎状況や工事の必要性についても、本谷議員に令和3年11月策定の利根町公共施設個別施設計画により御説明したとおり、町の公共施設においては、計画的に修繕・更新等を実施し、予防保全に努めるものとしております。

主な部材等の修繕周期と内容は、屋根・屋上については防水・塗装の修繕、シーリングの取替え等、部分的な破損の修繕等がおおむね5から20年。外壁・外部建具について、タイルの打診点検、表面の塗装塗り替え等、塗装の修繕、シーリングの取替え等、部分的な破損修繕、塗装、部品交換等がおおむね10から20年。電気設備、機械設備について、機器交換等、点検・部品交換等が5年から15年となります。庁舎は建設してから35年が経過しているため、早めの対応が必要であります。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。そのような機会を、これは別に誰がどうこうというよりも、やはりこの町民が一番その辺を何というのでしょうか、そうなんだねとこう分かりやすくするために、インターネットから皆さん見ているかといいますと、なかなか見れていない。私たちが、いろいろそういった告知なり周知をしようと思ってもなかなかという場合もございます。

実は、一番この間いろいろな方からアドバイスいただいたことをお伝えしますと、区長会という、そのいわゆる区の代表の皆さんのところがございますね、仕組みがございます。その区長会の場であったり身近なところで、地域に本当に入っていきそうな一番身近なところにもいろいろな方向から、とにかく大金がこれだけ使われるということですから、やはりそこをやってもよかったのではないかと思いますし、これからでもやってもいいのではないかと思います。

実際回覧、特に各家に回る回覧ですね。これは、かなりの家族の方、皆さん見ます。次の方へ回すというのをやりますので、そういったものを活用したりというのをやるべきだなと思いました。せっかくやる時は、例えばですけども、私の元居た職場なんかはそういう工事をやる時に、とにかくぼろぼろになるまで、同じ職場でこんなふうに仕事しているのかよというぐらいの場所でもやったことあるのです。せっかく屋上のそういった工事をやるのであれば、例えばその雨水をトイレ流す水に使ってみるみたいな、そういったこともやってまいりました。

あるいは、この後太陽光の話も出ますけれども、太陽光のパネルをせっかくだから屋根に設置しようとか、それで役場庁舎内の電気は賄おうとか、そういったものもどうかとも思います。ただ、太陽光はいろいろ諸問題も抱えておりますが、そういった持続可能なこのエネルギーは本当限られていますから、そういった水も大切にして、太陽のところからの発電も利用するという、それも分かります。そのとおりだと思いますので、そういった

ところも検討した上で、急がずに一旦立ち止まって、あともうちょっと積立ててそのようにするとか、これだけ立派な議場はなかなかよその自治体でもないです。

あと、役場庁舎もいろいろなところを伺うと、まだまだ利根と比べるともっともっとみじめな悲惨なところもたくさんあります。ですから、そのようなところで、そこはじっくりやって欲しかったなど。間に合うのであれば、今からでもそういったものを取り入れながら、せっかくですからそういう庁舎にしてみたり、あるいは見事な眺めがあるわけですから、そこから利根の全体を見渡せて、移住にいらした、移住を検討されている方が見えたときにそこに案内して利根町を見ていただくような、そのようなスペースがあってもいいのではないかなど。あるいは、レストランのような町役場で働く皆さんを含め、町民の皆さんも利用できるようなそういったものを、すばらしい景色が見えるところでできるような改修工事と一緒にやれるような、そういった資源を町民の財産を有効活用するということで、そのような考え方もどんどんやれたのではないかとそのように考えております。その辺いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） ただいま本谷議員からいろいろ提案いただきましたが、今回の改修工事でございますが、あくまでこの35年の経年劣化により、この施設をさらに長寿命化ということで60年、80年使えるようにするとか、そういったものの工事となります。

だから今言った、本谷議員の言っているようなものにつきましては、今回工事のメニューに入ってごさいませんし、一応もう既に設計、施工まで入っているので、今からの変更というのは、なかなかできないものでございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） 本当、そのとおりだと思いますけれども。ただ、5万人以上の都市を目指すためにできた庁舎であるというふうに古い先輩方からも伺っておりましたし、そのための庁舎ということでもかなり立派でございますので、それなりに改修工事の費用もかかってしまうのであるというのも本当に分かります、素人でも分かります。

ただ、繰り返しますけれども、そういうほかに使い道もいろいろあったのではないかと。優先順位的にはまだもうちょっと使えそうだからという考え方で、ほかにまず町民の、例えばですけども利根を訪れた方あるいは住んでいる方が、利根町はきれいだよね、どこ行ってもきれいになっているね、お花も咲いていたり、どこ行ってもきれいですよねとこうなると、利根の印象はぐんと上がるのですね。ところが、どうでしょうか。今の利根町、どうでしょうか。役場は立派だよねと。こういったギャップといいますか、そういう生の声を私、大勢の方から伺っているのです。利根以外にお住まいの方から伺っているのです。あるいは、利根に住んでいた方が一旦利根から出ていますけれども、いずれ戻ってこようと思った方、そういった方からも伺っているのです。

そういったことで、今後の課題として、これからもそういった改修工事というのは入る

と思うのです。いろいろな町の財産のところであると思うのです。そのときは、そういう生の声といいますか、大切にしながらの工事にするのがいいのではないかと思います。そうすることによって、町民も参加することになりますし、どうかなと本当にいつも思っております。その辺いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 傍聴されている方に申し上げます。静粛にお願いいたします。

佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この庁舎を60年、70年もたせるためには、早い段階でちょっとずつやってきていけば、こんな急に全部をやることはなかったのです。私が就任してもう六、七年たちますけれども、もう結構、外壁は3.11があったにもかかわらず、やっていなかった。もう大惨事が起こる前に、いろいろやっていくしかない。もうちょっと今立ち止まってと言いますけれども、冬の寒いとき福祉課で赤ちゃん連れてきたり、いろいろな障害を持った方が福祉課に来ます。暖房も効かない、そんな思いをしながら、職員は一生懸命ストーブをお客さんに当てるようにしながら何年かやってきています。部品をあつらえても、部品がすぐ駄目になってしまう。やはり空調関係の部品というのは、35年もするともうないのですね。そういうことから今の段階でやって、あと30年以上建て替えなくて済むようにしていけば、本谷議員が言っているようなことも、あと30年後にはできてくるのではないかと、そういうふうを感じているところです。

この質問にもいろいろ書いてありますけれども、過疎債を活用する今回の工事と書いてありますけれども、過疎債を使ってないですからね、一銭も。そういうことです。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） そのぐらい過疎、過疎ということで皆さん思っていたので、いろいろないわゆる使うための元手ですよ。それをそういったもので充てているのかなとか、そういった誤解等もあったと思いますので、今回はこのように質問させていただいております。

過疎対策としまして、この税収増や移住者増につながるのでしょうか。この町民サービス向上につながるのでしょうかというところを質問にさせていただいておりましたが、つながるために役場庁舎を何とか活用しよう、活用しませんかというのを提案したいのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 本谷議員の質問書に基づいて、答弁のほうをさせていただいてよろしいでしょうか。

今、町長も言いましたが、この過疎対策事業債は、役場庁舎の大規模改修工事の費用には活用できません。そのため、これまでもお答えしましたとおり、公共公益施設維持整備基金に3年、令和2年から改修費を積立てて、改修費全額を積立てて、今工事に至っているところです。



庁舎の大規模改修は、先ほどお答えしたとおり、町役場庁舎は行政の中核であるとともに、災害時にはこの防災拠点として、また数多くの人々が訪れる町民交流の場とし、町の重要な機能を担う施設となっております。施設の稼働に困難を来すような状況が発生すれば、様々なサービスの提供に影響が出るので、住民サービスの低下を招かぬよう、今後も施設の予防保全に努めてまいります。

あと、過疎対策債のほう、先ほどから質問が多いので、ちなみに令和4年度過疎対策事業債活用事業といたしましては、町道の改良工事等道路整備に関するものが8事業で1億570万円、文化センターエレベーター設置工事で5,660万円、図書館空調設備改修工事で7,860万円、利根小学校屋内運動場長寿命化改良工事等学校整備に関するものが3事業で1億100万円、消防ポンプ積載車購入で2,370万円、基盤整備事業が2事業で1億1,350万円、外国語指導講師派遣事業委託等ソフト事業が6事業で4,590万円、合計5億2,500万円となっております。これらの事業につきましては、町としてはやはりどうしてもやらないとならない事業ということになりますので、この過疎対策事業債を活用させてやらせてもらっている状況でございます。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） そうしたら、それは過疎債を活用されてという形でいいですね。

次に移ります。本当私しつこいので、しつこいのですけれども、そういう大金でございますし、町民の理解を得ながらというのが大事だなと思っております。

旧東文間小学校跡地利用について。廃校されてから約15年もの間、廃墟状態となっている旧東文間小学校がいつまでもこのままでは利根町を訪れた人の評判も悪く、印象が悪いと思います。

同校の跡地利用を早急に進めるために、過疎債を活用する計画はありますか。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 旧東文間小学校跡地の利用については、15年前の廃校時から民間事業者へ貸与し、一体的な利活用をしていただく方向で民間事業者による利活用を模索してまいりましたが、いまだ誘致には至っておりません。これまでどおり、旧東文間小学校跡地におきましては、民間事業者へ貸与し利活用していただく方向で考えておりますので、現段階で過疎対策事業債を活用する計画はございません。

なお、民間事業者の誘致に向けましては、9月に議員の皆様へ御説明しましたとおり、茨城県主催のマッチング事業に参加し、旧東文間小学校跡地に興味を持たれた3業者とそこの場で個別相談をしてまいりました。

今後も引き続き、茨城県から委託を受けてマッチングの仲介をしている事業者へ相談してまいりながら、何とか利活用につなげられればよいと考えております。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。蜂谷財政課長の前からの長年の町民の

皆さんがずっと気になっていて、気になっていて、特に東文間小学校の卒業された先輩方含め大勢の皆さんがどんどんこの劣化していく姿を見て、悲しんでいるのですね。それは、利根町全体みんな考えて、頭に入れながら、本当にやらなくてはいけないと思っていますし、これは佐々木町長のせいでも誰でもごさいません。そのままにしてしまっている実態があったわけですから、かわいそうですね。本当に歴史があって、その坂本龍馬のそういったものが出てきたような、本当に歴史あるすばらしい小学校だったと思うのですね。本当に何でこれどんどんこういうふうになっていってしまうのかというふうに、いろいろな方が思っていた、感じていたわけでごさいます。

やっとその3業者ですか、少し関心を示したところがあるのであれば、もう一度東文間小学校が輝ける、東文間小学校に光が当たるようなそういった業者に、悪質業者ではなくて、きちんとした業者に何とか面倒見てもらえたらなと思います。

先日も予算といいますか、専決の御説明を受けた中で、東文間小の中の樹木の伐採の費用ということで100万円前後近くのそういった費用もかかるということで、維持をしていくのも本当にこれ税金になりますので、うまく使っていれば活用していれば傷まないものも傷まなかったのですけれども、これだけ長くあのままになってしまいますと、本当に残念といいますか、このままどんどん傷んでいってしまうのではないかとということで、皆さん本当に口には出さない方もいますけれども、耳に入ってきていました。いろいろな方から聞いていました。私も個人的にも思っていましたということなので、何とかそういった方に多少税金をかけてでも東文間小学校もう1回輝けるように何とか頑張っていただきたいなと思います。

町長もその辺どうでしょうか。

○議長（大越勇一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 思いは一緒でごさいます。就任した当時から、何とかしようと思っていました。いろいろな業者の方といろいろなお話をさせていただいて、なかなか難しいものですね。用途の問題、壊してしまえば土地だけになると、使い物にならない土地ですよね、二束三文の土地。壊さないで使おうと思えば、電気のあれと下水の問題、下水道とか、いろいろな問題で3億円、今のことから5億円、6億円はかかるのではないかとこう思っています。

何かいい方法はないのかと言って、県でマッチングというのが出てきて、今度はそういうのを始めるわけですが、私もちょくちょく東文間小学校は見に行っております。夏の暑いさなか、竹の根っこというのはすごいもので、床を持ち上げてしまうのですね。体育館のサッシの間から入って、もうぼろぼろですよ、体育館は。私が最初に行った頃、もう体育館を使える状態ではなかったです。だから、これでは駄目だということで、竹を切って、木を切ったり、竹の根っこを取ったりいろいろなことやって維持していますけれども、私も早くまとまるように、皆さんと一緒にいろいろな方面に声をかけていきたいと思

っています。

それと余談ですけれども、町は契約になりました。キノコ工場のほう。

○議長（大越勇一君） 本谷議員。

○2番（本谷 孝君） ありがとうございます。何とかいい方向に向かうのを地域の皆さんも望んでいますし、これから移住を検討される方の印象も変わってくると思います。

それでは、3番目行きます。悪質太陽光発電乱開発問題について。

一つ目。「利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例（案）」に対するパブリックコメントでは、どのような意見、地域要望などが寄せられたのか、伺います。

○議長（大越勇一君） 飯島生活環境課長。

○生活環境課長（飯島 弘君） 利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例（案）に対するパブリックコメントでございますが、意見募集の際に提出いただいた意見書の内容とその意見に対する町の考えを、町公式ホームページ上で公表するとしており、先月28日にホームページ上で公表したところでございます。10月2日から11月1日までの1か月間実施し、たくさんの御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、皆様からいただきました御意見を御紹介させていただきます。

1, 第2条。近隣関係者の定義について、「事業地域の境界から50メートル以内の地域土地、又は建築物を所有する者、及び太陽光発電施設設置事業により、土地建物が受けるのと同様の影響を受けると、町長が認めるものをいう」に変えていただきたい。

2, 第2条。周辺関係者の定義について、「事業区域の周辺に居住する住民、及びその地域に事業区域の一部又は全部を有する区、自治会等（その区域と事業区域が隣接するものを含む）をいう」に変えていただきたい。

3, 条文追加として（事業者の責務）。「事業者は、地域住民等から、要望、苦情、懸念等があった場合は、地域住民等説明会を開催するなど、丁寧かつ誠意を持った対応するように配慮しなければならない」以上を追加いただきたい。

4, 第4条第2項一部変更。「施設撤去するために、必要な経費の確保を講じる」を、「撤去廃棄に係る費用を積み立てなければならない」に変更してほしい。

5, 条文追加として。「業者は太陽光発電施設が不要となった場合は、速やかに、廃棄及び資源再利用を適正に行い、事業区域の原状回復をしなければならない」以上の条文を追加していただきたい。

6, 条文追加として。「町長は、事前協議申出の提出を受けた場合は、事業者に対し、事前協議結果を通知するものとする」以上の条文を、第4条に追加していただきたい。

7, 第8条第2項。条例案第8条第2項第2号の規定「近隣関係者の同意が得られるよう努めなければならない」を、「近隣関係者の同意を得なければならない」に変更いただきたい。

8, 第11条。条例案第11条第2項中「職員に事業区域に立ち入らせて、必要な確認をさ

せることができる」を、「職員は事業区域に立ち入り、必要な現地確認をしなければならない」に変更いただきたい。

9, 条文追加として。「事業者の地位を継承したものは、規則に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない」の条文を追加していただきたい。

10, 条文追加として。「事業者は太陽光発電設備事業の施工期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない」の条文を追加していただきたい。

11, 条文追加として。「事業者は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、若しくは同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団等と関係を有するもの、又は暴力団等がその事業を支配するものに該当するときは、設置事業又は発電事業を行うことができない」の条文を追加していただきたい。

12, 条文追加として。「町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告、若しくは資料の提出を求め、また町職員に事業区域に立ち入らせ、太陽光発電施設事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる」の条文を追加していただきたい。

13, 第15条。条例案第15条第1項中「当該勧告の内容を公表することができる」を、「勧告の内容を公表し、各機関に通知することができる」に変更いただきたい。

14, 附則第3項。条例案附則第3項中「施行日以後に事業計画の変更、又は廃止が行われるまでの間は、第6条、第7条、第9条及び第10条の規定は適用しない」を、「第6条、第7条、第9条及び第10条の規定は適用しないが、太陽光発電設備事業に関する事故、地域住民等からの当該事業に関する苦情等があった場合は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民の理解を得られるよう、この条例に定める事業者の責務で手続を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。なお、事業者は太陽光発電施設が不要となった場合は、速やかに廃棄及び資源再利用を適正に行い、事業区域の原状回復をしなければならない。条例制定前に太陽光発電事業が行われている施設にも適用することとする」に変更いただきたい。

15, 条例案全体について。このような条例を定めることにより、太陽光発電施設の開発規制をすることは賛成です。とねりんに象徴される利根町が誇る田園風景、お米、桜、カンナ、オオヨシキリ、生息する動物、川等々は、太陽光発電施設設置により破壊すると、二度と戻すことはできないと思います。以上の方より厳しい具体的な条例を制定することを望みます。

16, 条例案全体について。各地で大問題となっているメガソーラー設置に関する具体的な規制を作るべきだと思います。例、〇〇ワット以上のメガソーラー設置禁止など。

17, 条例案全体について。一般家庭で必要とされる発電量は5キロワット程度との認識であり、現在案の10キロワットの基準の考え方を教えてください。隣接する住居の屋根上

以外の庭設置などによる反射光・騒音などの影響を懸念しています。

18, 第6条。自粛ではなく、明らかに無謀な土地開発による災害（例、もえぎ野台、早尾台、羽根野台などの丘陵地など）景観破壊、住環境悪化、反射光・騒音による被害、自然動物生息地域は禁止など、事前に判断できる場所については、禁止地域として制定する必要があると思います。

19, 第7条及び第9条。事業計画が利根町のルール、基準をクリアするものなのかを明確にするためにも、それらをまとめたチェックシート等を事前に提出させるなどし、グレイ部分を最小限にする必要があると思います。その具体案はありますか。

20, 第7条及び第9条。事業計画には、工事に関する内容が含まれていますか。具体的には工事期間に加え、工事開始時刻や終了時刻、トラックルートなどを決めるようにしてください。以前に夜遅くの工事で、騒音に悩まされた事案があります。

21, 第7条及び第9条。悪徳業者排除のためのチェック・審査はどのようにされるのか、具体的に示してください。

22, 条文追加について。何人もの土地所有者から土地を借り上げて、一つの業者に高額で貸し付けるような仲介の禁止を、条例案に追加すべきと思います。仲介役に利権が集中して、想定外が起こるリスクがあると思います。

23, 第8条。説明会などは必須条件にしないと、第8条第3項及び第4項につながらないのではないかと思いますので、条文の変更検討をお願いします。

24, 第8条。地域住民の理解を得られたことは、どのような形で証明するか、具体的に明示する方法案はありますか。

25, 条例全体。事業者と地域住民間で紛争が発生した場合は、町が介入して判断していただけるように、その旨を明文化する等、事業計画の承認プロセスの構築をお願いいたします。

26, 第14条。雑草除去などの環境維持や泥棒対策などが不十分な場合は、町から指導を実施していただき、速やかな対応が必要と思います。これらの状況を追記してほしいと思います。第14条第5項が、これに該当しますか。

27, 条例全体について。ソーラーパネルの寿命は30年程度といわれていますので、将来を鑑み、設置後に発生する利根町の新たな事業計画において、設備の移設・撤去が必要となる場合には町の計画が優先されることを、契約に盛り込むことを必須にすることも必要だと思います。現在の条項にはありませんので、検討をお願いいたします。

28, 条例全体について。子供などが施設内へ入り、けがをするなどの安全上のリスクの観点から、立入りができないような柵設置や看板の設置の義務化を制定することが必要だと思いますが、具体的な案はどのようになっていますか。また、既に工事開始している案件についても、これは適用すべきと考えておりますが、どのように考えていますか。

29, 条例全体について。他の自治体で発生している太陽光発電施設における様々なトラ

ブル事例に関して、今回の条例が具体的に効果的であることは検証されていますか。脱メガソーラー自治体や近所トラブル事例などが話題になっていますので、ぜひそのような観点で検証をお願いいたします。

30、条例全体について。利根町太陽光発電施設の適正な設置及び管理に対する、役場各担当部署の意見を公開してください。例えば、農業政策課（例、遊休土地の有効活用）、生活環境課（例、想定される環境問題と対策）、観光協会事務局（例、利根町PRに与える影響と対策）等々、関連する事案だと思います。

31、条例全体について。いつもお世話になっております。意見させていただきます。利根町旧地区においては、もう既に太陽光発電パネルが設置されています。主要道路沿いや農地がほとんどですが、さらに設置されることを予想します。私は、設置に関して反対します。理由は、太陽光発電が非効率ということと、廃棄方法が確立されていないこと、土壌汚染につながることで、つくった電気が全て利根町のために使われていないからです。特に、空き地所有者に対してパネル設置のために詐欺行為をしている業者が、利根町でも横行している話をよく聞くし、ニュースも見ます。中でも、熊本なんかさんざんなものです。条例は廃止、設置は反対です。

32、条例全体について。太陽光パネルの自然環境破壊について日頃から危惧していたので、今回の意見公募の実施がされたのは、とても良いことだと思います。あちこちでソーラーパネルの乱立に心を痛めていましたが、茨城県は太陽光発電導入量が全国1位と知り、危機感が高まりました。10年近く前にこの土地へ転居してきた時は、里山風景が多く見られることに心癒やされました。すばらしい環境をずっと守り、後世につなげたいと強く思いましたが、小さな山や林がなくなり、だんだん自然環境が悪化しているのを感じています。ニュースでも大々的に報道されていた熱海市の災害も、山を崩しソーラーパネルを設置したのが原因のようです。今問題になっている全国の熊出没も、ソーラーパネルの設置で山が破壊され、生息地がなくなっていることが大きな影響を与えていると思います。

ソーラーパネルは悪影響のほうが大きいと思うので、厳しい規制の作成を望みます。町内には、丘陵地の住宅地（羽根野台、早尾台、もえぎ野台）があり、すばらしい環境だと思います。擁壁もなく、自然の状態に保たれている斜面やその周辺には小動物も見られ、このままぜひとも保全したいと思います。

しかし、時勢的に危惧を感じています。二、三年前、斜面の土地に新築した御近所の方は、草や木を根こそぎ撤去してしまい、豪雨時は不安を感じます。除草などの管理も、高齢者が増えると、困難も予想されます。もえぎ野台の高台の住宅の斜面には、ソーラーパネルが設置されています。悪影響の実証はたくさんあるし、既存の太陽光発電設備は県内では十分あると思います。利根町のすばらしい環境を守りたいので、住宅地も含め新規のソーラーパネル設置は原則禁止を望みます。

以上のような御意見をいただきました。

○2番（本谷 孝君） どうもありがとうございました。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質問が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次回の本会議は、明日12月8日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時31分散会